

令和2年

第4回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和2年12月10日

閉会 令和2年12月10日

忠岡町議会

令和2年 第4回忠岡町議会定例会会議録

令和2年12月10日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	村田 健次		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長兼産業振興課長	
教育部長	二重 幸生		谷野 栄二
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防署長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員（12名）出席でありますので、会議は、成立しております。

ただいまから、令和2年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

（「午前10時00分」開会）

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和2年第4回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 一般質問 |
| 日程第4 | 認定第1号 | 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告） |
| 日程第5 | 議案第62号 | 忠岡町副町長の選任について |
| 日程第6 | 議案第63号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第64号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第65号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第66号 | 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第67号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第68号 | 忠岡町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第69号 | 忠岡町諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第70号 | 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第71号 | 忠岡町火災予防条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第72号 | 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について |

日程第16 議案第73号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第74号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第18 議案第75号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第19 議案第76号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第2号）について
以上でございます。

議長（北村 孝議員）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長よりご挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和2年第4回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

ところで、現在も新型コロナウイルスの感染が収まることもなく、大阪府ではレッドステージに突入し、医療体制の崩壊が危惧されております。このような中、本町では感染拡大を防止するため、庁舎の出入口を1か所とし、入庁の際には検温をさせていただいております。住民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、感染拡大防止のため何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。また、ご自身や大切な家族、そして友人を守るためにも、できるだけ不要不急の外出を控えていただき、感染拡大の防止にご協力くださいますようお願いいたします。

本日は、長年欠員となっておりました副町長の選任議案や、人権擁護委員の推薦、教育委員会委員の任命、その他各会計の補正予算などご審議いただきますが、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、5番・二家本英生議員、

6 番・是枝綾子議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より12月18日までの9日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月18日までの9日間と決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 一般質問を行います。

通告の順序に従って発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

まず初めに、河瀬成利君の質問を許します。

2 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2 番（河瀬 成利議員）

おはようございます。議席番号2番、河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。何分初めての経験で少し緊張しておりますが、よろしくお願ひいたします。

「新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ、ダブル流行への備え」を質問させていただきます。

2020年では、毎年冬に流行するインフルエンザだけでなく、新型コロナウイルスにも気をつけていかななくてはならず、例年と少し変わった年になることが予想されております。2020年のインフルエンザ流行の情報について、インフルエンザは1医療機関当たりの1週間の患者数の平均値が全国で1人を超えると、全国的な流行期に入るとされております。

しかし、今年は本格的な流行はまだ来ておりませんが、例年の9月のインフルエンザ流行状況を比較したデータによりますと、2015年から2019年、9月の平均の約60分の1で、前年同月比では約200分の1と大幅にインフルエンザは減少しており、例年に比べてインフルエンザの流行が現時点ではなされていないことが分かっております。

現在、日本全体で危惧しているのが、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行することだと思います。同時に流行してしまえば医療機能が逼迫してしまう可能性は高いと考えられます。

ネガティブな見方をいたしますと、インフルエンザの流行が本格的になるのは例年12月辺りとなるため、流行のピークに当たる時期ではあるが、感染動向が読めないという点です。国立感染症研究所でも今後の流行の動向に注意するようにと発表しており、現在の値だけ見てインフルエンザの流行は今のところあまりないものとするのは時期尚早かもしれませんが、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザと一緒に流行する可能性はどうか。

現在、日本全体で危惧しているのが、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行することで、同時に流行すれば、医療機関が逼迫してしまう可能性はかなり高いと考えられます。日本ではまだまだ報告はされておきませんが、調べたところ、韓国、メキシコで、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時感染例が報告されておきます。

また、インフルエンザウイルスかどうかは不明であるものの、アメリカ、中国、トルコでも新型コロナウイルス感染症とほかの感染症を同時に罹患した例が報告されています。このことから、インフルエンザと新型コロナウイルスと一緒に流行する可能性はかなり高いということが考えられます。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは症状が似ているため、迅速に的確な検査を受けることができなかつた場合に、必要な治療ができずに重症化してしまう可能性も少なくないと思います。そのため、現在、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザウイルスの感染を同時に検査できる試薬を幾つかの製薬会社が承認申請を出しており、現在ではバイオメリュー・ジャパンという製薬会社のものが承認され、保険適用となっております。

また、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方の対策をするためには、感染予防策である手洗いやうがいを行い、マスクを着用、密となる場所を回避するという有効的な策をとり、また新型コロナウイルスもインフルエンザウイルスもアルコールで感染力を失いますので、現在、コロナ対策で行っている防止策がダブル流行にも有効となっております。

このような状況下の中で、本町の第3波とダブル流行に向けた対策として3点質問したいと思ひます。

まず、第1点目。第1波、第2波、第3波に対する本町感染状況を検証した結果についてお示しください。お願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、1つ目の質問でございますが、第1波と言われております4月から5月にかけては、感染者が本町では1名も出ておらず、住民の皆様が感染症対策を行いながら過ごしていただいた結果であると認識しているところでございます。8月頃の第2波と言われている頃から陽性者が出始め、第3波と言われている現在までにおいて、計15名の陽性者が出ているところでございます。

これまでの取組といたしましては、1月31日に臨時部長会に始まり、また2月19日に対策本部を設置し、順次対応をしてまいりました。感染防止に向けた啓発につきましては、町広報、ホームページ、LINE等により、また町主催の行事の中止や延期、住民と接する役場庁舎等の公共施設におきましては、飛沫感染防止のためにアクリル板等の設置、接触感染を防止するためアルコールジェルを設置、住民、職員のマスクを着用することを徹底し、窓口対応を行っているところでございます。学校園を含めた教育施設におきましても同様な感染対策を講じているところでございます。

今後、インフルエンザが流行する時期を迎えまして、議員もおっしゃっていましたが、両方の対策が必要だというところでございます。この予防策といたしましては、おっしゃられてたとおり、手洗い、うがい、マスクの着用、3密の回避が有効な施策となっております。引き続き感染対策を講じながら住民対応を行うとともに、広報、ホームページ、LINE等による啓発を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。それでは、2点目について質問いたします。第3波に向けての全庁的な取組と体制についてお示しく下さい。お願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

2点目のご質問でございますが、感染拡大防止策といたしまして、さきのご質問で回答させていただいた対策に、さらに町長のご挨拶にもございましたとおり、庁舎1階の窓口におきまして入り口を1つにし、検温、消毒、マスク着用を徹底し、一方通行として庁舎内の対応をしております。

また、保健所対応でありましたこれまでの新型コロナの相談、受診の流れにつきまして、インフルエンザ流行期を前に、新たな相談、受診の流れといたしまして、住民の方へインフルエンザ流行期での発熱等の症状がある方の相談、受診についてを広報、ホームページ等でお示しし、まずはかかりつけ医等の身近な地域の医療機関へ電話相談を行って

ただきたいとこのことの啓発に努めるとともに、先月下旬より本町と泉大津市医師会、和泉保健所が協力いたしまして、新型コロナウイルスPCR検査体制を整備し、感染の疑いがあるとかかりつけ医で判断された方に対しまして唾液によるPCR検査を実施し、必要がある方に適切に検査を受けられるようにし、治療が必要な方を保健所を介しまして適切に医療機関につなげてまいります。

また今後、新型コロナウイルスワクチンの住民接種が可能となった際は、円滑に実施できるよう国、大阪府で示される事業に係る留意事項を確認し、実施体制の確立に向けての準備を全庁的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。それでは、最後の質問になります。3点目。町民や町内事業者に対する経済的な面から見た町のサポート体制について、お示してください。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

3点目のご質問につきましては、町民に対する支援の第1弾といたしまして、妊婦さんへのマスク配布、4月27日現在、母子手帳をお持ちの妊婦さんに対しまして3万円を給付し、また同じ基準日に児童扶養手当受給世帯に対しまして生活支援として1万円を給付。学校の臨時休校に伴う家庭学習を支援するための教材を購入し、配布いたしました。また、感染すると重症化しやすい高齢者、身体障害者手帳をお持ちの方で、心臓や呼吸器などに障がいのある方に、ご寄附を頂いたマスクを含めたマスクを配布するとともに、感染リスクの高い医療機関や薬局、高齢者施設や介護、また障がい者の事業所に対しまして、マスクや消毒液、アルコールジェルを配布いたしたところでございます。また、その後、保育所、こども園にもマスクや消毒液を配布するとともに、小・中学校の給食費の補助をいたしました。

中小企業や個人事業者に対しましては、休業要請経営継続支援事業を行い、生活困窮者に対しましては、「はひと・ほっと相談室」に案内することや、社会福祉協議会にて生活福祉資金の貸付けを行っております。

感染症拡大防止の支援策第2弾といたしまして、インフルエンザ予防接種費用や、マスク、消毒液等の購入費用といたしまして、定額給付金、住民1人当たり5,000円を給付。現在、受付を行っております。水道基本料金を6か月減免。新生児誕生応援給付金、1人当たり10万円を給付。障がい者生活支援給付金、1人当たり1万円を給付。介護サービス、障がいサービス事業所に対しまして5万円から10万円を給付。ひとり親家庭支

援給付事業といたしまして、ひとり親家庭の大学や専門学校等に在籍する18歳以上の子ども1人当たり5万円を給付することや、事業所が借り入れたコロナ関連融資に対しまして、令和6年度、7年度の利子補給を行うこと。連鎖倒産防止緊急支援事業といたしまして、中小企業倒産防止共済制度に加入する事業者に対し掛金を補助するなどを行っておるところでございます。また、ご利用できます国や府の制度につきましては、適切にご案内してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。このサポート体制についてちょっと耳にしたんですけども、お隣の泉大津市では、レシート大作戦と。3万円分のレシートを集めて持っていけば、4,000円の商品券がもらえたりすると。これは住民にとって、5,000円とかいろいろ今後もらえるところがあると思うんですけども、忠岡町として、こういうふうなレシート大作戦のような、ほかのところでは行っていないとかいうところをちょっとお聞きしたいと思うんですけども、よろしく願いします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

先ほどのご質問でございますけども、地元消費の拡大と地域経済の活性化を図るための緊急経済対策としまして、地方創生臨時交付金の第2次補正予算に係る事業検討におきまして、町内の中小店舗で商品を3割引きで販売し、その金額を忠岡町が補填する町内中小店舗応援事業につきまして検討いたしました。その制度設計におきまして、実施体制でありますとか準備期間等の問題によりまして、ちょっと実施がかなわなかったということでございます。

それに代わる支援といたしまして、先ほど東部長から答弁がありましたとおり、中小企業者の支援策である利子補給事業、また連鎖倒産防止緊急支援事業を実施することに至った次第でございます。

今後、国からさらなる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が出ましたときには、町内事業者に対する支援策を再度検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。コロナ、コロナと今、日本中で大変なことになっておりますが、その辺のところをよくわきまえていただきまして、よろしく願いします。

質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。今奈良君。

10番（今奈良幸子議員）

大阪維新の会の今奈良幸子です。保育、教育について質問させていただきます。初めてですので、ちょっと緊張しておりますが、至らない点もあると思いますが、よろしく願いします。

まず、さくらんぼ教室、こすもす学級についてです。

さくらんぼ教室についてですが、忠岡町では子どもを出産してから4か月健診、乳児後期健診など乳幼児健診が幾つかあります。その中の1歳7、8か月健診時に、母親からの相談や小児科の先生や保健師の判断により支援が必要とした場合に、役場の方から声がかかったときのみ通うことができる事後指導教室、さくらんぼ教室というものがあります。

健診時には子どもと一緒にいるということもあり、ゆっくり相談できない場合、ほかのお母さんがいるから相談できない場合、いつもできていないはずのことがなぜかできている場合などがあります。ご家族からも選ぶことができるように、健診時にこういうものがあるということを皆さんにお伝えすることはできないのでしょうか。よろしく願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのさくらんぼ教室につきましてのご質問につきまして、さくらんぼ教室は母子保健法に規定する乳幼児健康診査後の事後指導教室として行っている教室でございます。事後指導が必要であると認められる乳幼児及び保護者に対しまして、乳幼児の発達支援及び保護者の育児支援を積極的に行うことで、保護者の育児の困難さを軽減し、乳幼児の健全な発達を促すことを目的に実施しているところでございます。

内容といたしましては、運動・精神面の発達を促すための体操、遊具等を用いた機能訓練、保護者と乳幼児の関わりを助けるための生活・遊びの指導、相談を行っております。期間といたしましてはおおむね6か月となっております、対象となる乳幼児に対しましては、議員仰せのとおり、保護司が個別に保護者と面談を行い、教室の趣旨及び効果などを説明し、参加の勧奨を行っております。

今後におきましても、保護者が不安なく子育てができるように妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要であるため、引き続き妊娠届出

時や妊娠36週以降の電話連絡時、あるいは助産師による新生児訪問、乳幼児家庭全戸訪問、すこやか赤ちゃん訪問と申しておりますが、4か月時健診、あるいは体重測定、毎月行っておりますので、体重測定時の教室開催時において積極的に保健師から保護者への声かけを行い、何か気になることがないかどうかの聞き取りを行い、対象となる児童に対して、公平に見逃しがたいよう勧奨を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

今奈良君。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。私も産後うつ病を経験していて、しんどいということを役場の方に伝えることができたが、本当に苦しんでいるお母さんはなかなかそういうことを伝えてはいけないと思っている場合も多いです。そういうお母さんが助けてほしいと言える環境をつくって、少しでも楽になっていただきたい。そして、ご家族からも選ぶことができ、公平になることが望ましいと思います。ぜひよろしくお願い致します。

続いて、こすもす学級についてです。私の子どもが通っている東忠岡小学校では、こすもす学級と呼んでいます。支援学級についてお伺いさせていただきます。

こすもす学級について、保護者の方々がどのような子どもたちがその学級に参加することができるのかの説明がなく、分かっていない方が多いです。どこかにそれを知ることができる情報は載っているのでしょうか。よろしくお願い致します。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

本町教育委員会では、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めているところでございます。教育支援を実施するために、具体的には学校や就学前施設、及び町、保健センターと連携しながら、保護者に対して相談や情報提供を行っております。また、乳幼児の時期から様々な機関と連携しながら情報収集を行っております。

特に就学に際しては、教育委員会の担当者が子どもの状況を把握するために就学前施設を訪問し、施設長から情報提供を得ております。支援学級に入級希望の保護者に対しましては、施設長を通じてオープンスクールの際に支援学級を見学したり、保護者の希望に応じて受入れ先と調整し、支援学級を見学するための便宜を図っております。

就学の決定に関しましては、保護者の希望と、医師や保健師、臨床心理士、就学前施設や、各校の長からなる就学支援委員会の助言を勘案して、保護者自身に最終決定をしていただくことになっております。

なお、就学相談につきましては、町ホームページへの掲載及び必要に応じた就学前施設を通じての案内プリントの配布等を通して周知しており、随時保護者の相談にお答えして

いるところであります。

今後子どもたちがより良く成長していけるよう、保護者や関係機関と連携を図ってまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員、これで1つ目の質問で3回目になりますので、3回という規定がございますので、この1つ目の質問に関してはそれが最後になりますので、その点を踏まえて質問をよろしくお願いいたします。

10番（今奈良幸子議員）

すみません、分からずに。次にしゃべるのは大丈夫ですか。

議長（北村 孝議員）

どうぞ、結構です。

10番（今奈良幸子議員）

質問しなかったらいいということですか。

議長（北村 孝議員）

はい。

10番（今奈良幸子議員）

分かりました。

議長（北村 孝議員）

今奈良君。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。これもさくらんぼ教室と一緒に、保護者の方々が自分から選べることができるように、ホームページに載ってるとはおっしゃったんですけども、子どものことが相談できるように就学前健診時に就学前相談があることを伝えるとか、あと冊子、チラシを置いとくなどしていただく。また、入学説明会時にこすもす学級についてお話しするなど考えていただけたらと思います。

隠されている情報があると、言っではいけないことだと感じている方も多いような印象を受けます。ぜひ多くの方々が楽しく子育てできるように、情報をオープンにしていきたいと思います。

次に、2番目です。

議長（北村 孝議員）

答弁いいですか。

10番（今奈良幸子議員）

はい、いいです。

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の情報交換、職員交流についてです。

P T A活動を経験させていただいてる中で、行事とP T A活動が重なっていたため、ば

たばたとされている保護者の方が複数いらっしゃいました。例えば、中学校の行事と幼稚園のPTA活動という形で、幼稚園、小学校、中学校などの学校間での行事日程調整はしていただいているのでしょうか。お願いします。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員仰せの就学前施設及び小・中学校の情報交換及び職員交流につきましては、これまでも様々な分野において行ってまいりましたが、各施設間で就学の接続が円滑に図られるために非常に重要なものであると認識しております。

ちなみに、現在本町におきましては、幼小中の教職員が一堂に会した忠岡町幼小中教育研究協議会におきまして実践交流を図っております。平素、自らが関わっている子どもたちと異なる発達段階の子どもたちについての課題等に触れることにより、見識を深めております。具体的には、保育事業、人権道徳、生活指導の3つの分科会に分かれて実践・研究し、12年間を通した系統立った教育の確立を目指しております。

さらに、小・中学校間では、生徒指導や学力向上に係る会議等を行うことで、生徒指導上の情報交換や効果的な授業の実践事例を他校に広められるよう、連携を深めているところでございます。

さらに、入学に際しての引継ぎにつきましても丁寧に行っており、子どもたちが安心して学校生活になじめるよう努めているところでございます。

議員ご質問の各施設で行われる行事につきましては、極力重ならないように調整をしておりますが、全ての行事の調整となりますと、それぞれの事情があり、完全に実施することは困難と言わざるを得ません。今後とも各施設間での連携を深めることで、子どもたちがより良く成長していけるよう尽力してまいりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

今奈良君。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。PTAになられる方は、自分から立候補された方もいらっしゃいますが、くじ引で当たった方もいらっしゃいます。学校のために、子どもたちのために協力していただいているので、少し配慮していただけたらと思います。

あと、時代時代によって子どもたちの様子も変わっていきます。教育現場の方々だから分かることがいっぱいあると思いますので、情報交換を今までのようにしていただいて、その時代に合った教育を見つけていただき、実行していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次、3番です。東忠岡小学校の雨漏りへの対応についてです。これですが、すみませ

ん、東忠岡小学校の体育館についての質問になります。町民の方から「体育館の雨漏りの補修をずっとお願いしていますが、どうなっていますか」という相談がありましたので、こちらの回答をよろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘の東忠岡小学校体育館の雨漏りにつきましては、これまでもご指摘を受けまして、その都度予算の範囲内で雨漏りの原因と思われる箇所の修繕を行ってまいりました。しかしながら、抜本的な原因箇所を突き止めるまでには至っておりませんので、今現在もちよつと漏れているところがあるということになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

今奈良君。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。子どもたちが使用する体育館でもあり、災害時に避難する場所でもありますので、なるべく早い補修を考えていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

あと、東忠岡小学校の体育館のワックスがけについてなんですが、小学校の先生にお聞きしても分からなかったもので、誰がどれぐらいの期間ごとにするのか、こちら町民の方からお聞きしたいということなので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほどの体育館のことも含めてですけども、今、議員からご指摘のとおり、体育館は特に災害時において避難所としても活用されるということもございますので、こちらとしてもなるべく早い段階で大規模改修等を行う必要があると考えているところでございます。確かに必要はあるんですが、町財政への負担が大きくなるということもございますので、引き続き財政担当部局と連携を図りながら教育環境の整備に取り組んでまいります。

それから、あとワックスがけにつきましては、一応2年に1回程度のペースで学校のほうで行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北村 孝議員）

今奈良君。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。質問は以上になります。対応ありがとうございました。慣れない感じで、すみませんでした。

議長（北村 孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川和也でございます。北村議長より許可を頂戴しましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先ほど河瀬議員の質問でもございましたけども、感染拡大の第3波ということで役場挙げての拡大防止への取組とか、また、教育現場の職員さんにも大きなご負担となっているかと思えます。まずもってその取組には感謝申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

杉原町長、就任をされてから、この第4回定例会が本格的な議会となりました。10月18日に当選され、10月26日に初登庁。1か月半がたちました。役場の内外や関係機関への就任挨拶や課題のレクを終えて、これから杉原カラーを発揮した町政運営がなされるものとしてご期待を申し上げます。

さて、10月18日に当選と申し上げましたが、同じく10月18日に投開票がございました町議会議員の補欠選挙についてです。通告させていただいたとおり、急遽補欠の定数が1から2となったことについてお尋ねをしたいと思います。

杉原町長、当時議員であり、議長でありましたけども、9月に議員辞職をされたということで、町長選挙に併せて行われるいわゆる便乗選挙となった補欠選挙が定数1で行われる予定でございました。それが、10月13日の告示日前日の12日にほかの現職議員であった方が辞職をされたということで、急遽1から2となったというわけでありますけども、議会から選管へその旨の通知がされるかと思えます。その通知を選管が受けてから、補欠が確定するまでの時系列で、どういう手順が踏まれたのか、お示してください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和2年度は、10月23日に町長の任期満了に伴う町長選挙が行われることが予定されていたことで、本町選挙管理委員会といたしましても準備を進めていたところ、9月11日付で本町議会副議長より公職選挙法第111条第1項第3号の規定により、議員辞職のため議員の欠員通知書が提出され、選挙管理委員会が受理したことで、公職選挙法第113条第3項の規定により、10月18日執行の町長選挙と併せて同時に町議会議員補欠

選挙を行うこととなったところでございます。

この時点で選挙すべき議員の数は1であります。10月12日付で新たに議員の欠員通知書の提出があり、選挙管理委員会にて受理いたしました。公職選挙法第113条の規定により、補欠選挙の告示の日の前日までにさらに議員の欠員が生じた場合においては、選挙すべき議員の数は当初便乗して補欠選挙を行うことを必要とした議員の欠員数と、その後生じた議員の欠員数とを合計した数となることから、選挙すべき議員の数が2となったものでございます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。大体の選管の動きが分かったんですけども、例えば役場から報道機関に対して発表というのは、広報課長を通じて行われるかと思うんですけども、この広報課を通じてマスコミに発表された時間、そして役場から町民向けにお知らせいただいたその時間、この2つを教えてくださいませんか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

新たに議員の欠員通知書を選挙管理委員会にて受理いたしました時間は、午後3時から午後4時ぐらいの間でございます。選挙管理委員会が選挙すべき議員の数が1から2になったことを公表した時間は、ホームページの公表は10月12日午後5時53分ございまして、報道への情報提供は同日の午後5時34分に行ったものでございます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

役場のホームページには午後6時前頃にアップされたということで、町民の方がいち早く知ろうと思えば、この午後6時前にアップされた役場の公式ホームページを見てということであろうかと思えますけども、選挙管理委員会として、議員に対し、もしくは立候補予定者陣営に対して、この補欠の定数が急遽1増となったことについて告知をする責務がありますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

選挙管理委員会のほうから議員に対しまして報告する義務はございません。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。であればですね、選管としては議員や立候補予定者陣営などに対して連絡をしなければならないというものでは決してなく、議会から議員辞職の通知を受けて、選管は適切に処理を行ったものであるように思います。

となれば、議員に対して、この我々議員に対して、この通知の重要性を認識し、速やかに行うべきは議会サイドにあるのかなというふうに思っています。当時を振り返りますと、10月13日告示日当日の全国紙の朝刊には、補欠が2議席であるというふうに載っております。ただ、選挙戦初日、我々出陣式もあり、朝からどたばたの活動をしておったわけなんですけども、忘れもしません、午後2時ごろに指摘を受けて、当時は大変慌てふためいたものです。

私も議会に籍を置く端くれとして、無投票は絶対にいけないと、議員なら誰しもの思うことではありますが、無投票だけは絶対にしてはいけない、許してはならないといった中、本日トップバッターで質問されました河瀬成利議員が、無所属での立候補をよく決断され、締切りの夕方5時直前に届出をして、結果、町民の皆さんの信を得て当選されたわけです。河瀬議員には、当時よく決断をしていただいたなというふうに思いますし、忠岡の民主主義の崩壊の危機から救ってくれた男と評するのは大げさかもしれませんが、そのくらいに私は思っています。

投票結果については、町民の判断が全てですので、とやかく言うことも、言われることも全くございませんけども、議員の身分とか、その後の議会運営に関することは、公正・中立に、そして補欠選挙の実施はもう既に確定しておりましたので、何よりも迅速に関係者へ通知されるということが非常に大事かなと思っています。

ですが、前日の夕方に議会事務局にあります各議員のレターボックスに1枚の事務連絡の紙が入っていただけでした。このレターボックスも、そんなに1日に何回も開けたり閉めたりして中身を確認するものでもありませんので、もっと早く知る手段はなかったのかなという思いから、今回、選管としての対応はどうだったんだと、そういう知らせる責務はあるのかなのか、そういう思いから質問をさせていただきました。

町議会議員選挙では供託金も、今回までですけども、不要であるため即決での立候補はできないことはないのです、少しでも早く町民や、そして我々サイドが知っていれば、新たな候補者が出て、結果はまた違っていたものになっていたかもしれません。選管としての

対応に瑕疵はなかったというふうに感じましたので、これは私も含めての議会側サイドの対応が適切になされるべきであったであろうというふうに認識をいたしまして、1つ目の通告の質問は終わります。

次の通告の質問に参ります。さきの町長選での公約についてということですが、今回の公約は杉原町長の思いを基に策定するに当たりまして、私もお手伝いをさせていただきました。多岐にわたるもので、忠岡町の未来を切り開いていくための公約であると、私、確信をしております。

そこで掲げたもののうち、絞って何点か改めて町長の考えをお聞かせください。複数を一括にて質問しますので、町長に思いを、そして補足とか、もし漏れがあれば、担当部長からご答弁を頂きたいと思えます。

1点目、町長が役場改革の肝煎りにしている副町長人事案ですが、これはご当地の府議会議員や大阪府知事部局とのパイプをフル活用しまして、今回上程に至りました。副町長は、町長を補佐して町政全般を統括されるわけでありまして、町長の考えや、そして時の町政課題によっては、副町長もまたカラーが違ってくるわけでありまして。今回の副町長の役割として期待することをお示しください。

これに関連して2点目、副町長以外にも、組織の立て直しということで、アドバイザーのような外部からの人材を登用する考えはあるのかどうか。あれば、どのような分野を想定しているのか、お示しください。

3点目、職員の働き方改革に向けての目玉となり得るフレックスタイム制度の導入について、これまで数回提案をさせていただきました。公約でもしっかりと掲げられておったので、調査研究というときから一歩踏み出せるときが来ているかと思えますが、導入についてのお考えをお示しください。

そして、これらを全てやった上で、住民サービスがどういうふうに向かっているのか、最後にまとめをお聞かせください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

お答えいたします。

まず1点目ですけれども、私の公約の実現には、冒頭、開会のご挨拶にもありましたように、副町長、これは肝煎りの案件でございます。副町長の大阪府における豊富な行政経験、また知識、府との関係性といった点は必要不可欠であり、本町の抱える諸問題もより良い解決に導いてくれるであろうと大いに期待したいところでございます。

補足ではございますけれども、一応忠岡町の現状が分かるように、水面下ではOBの登

用というようなところも考えました。しかし、それはやはりかなり難しく、対応に困りました。その中で、あえてやはり府とのパイプという形で、地元の府議の先生方と相談しながら、町村課と多岐にわたりながら相談しながら、このような結果になった次第でございます。

そして、2点目の今後の職員の人材確保の観点から、在学中の本町で働いていただくインターンの制度の導入を早くも指示しているところでございます。その中で、大学側との打合せをすることになりますので、併せて町と連携できるところも検討し、各種施策の推進のため、必要があるときには外部人材もアドバイザーなどに就任していただくことも検討しながら、柔軟に登用していきたいと考えております。

そして、大学側との打合せなんですけれども、既に水面下で、たまたま地元の方もおりますので、既に個人的には動いて、来年度、新年度ぐらいには方向が見えるのかなと、そういうふうに考えておりますので、ご理解ください。

それと、フレックスタイムの制度についてなんですけれども、考えているのは、現在の労働者の多様化した価値観に対応できる大変有効な制度だと私は考えております。ただし、職員数の少ない課では導入しにくい部分もあるのかなというところは慎重に検討しながら、できるだけ早い段階で指示していきたいと考えております。これによって、この制度というものは、なかなか近隣市町ではフレックスタイムの導入というものはやっておりますので、かなり今後、新規採用等々、職員採用のときには、「あっ、忠岡町はフレックスタイムを導入してるのか」というような形で、また、よりいい人材が来てくれるのかなと、かように期待しているところでございますので、その点を考えながら、また議員の皆様方とご理解しながら導入していきたいと、かように思います。

それと、最後ですけれども、副町長の就任、またアドバイザーの登用、フレックスタイムの導入、これら全てが、役場が組織して、より機能的に町政の推進をできるように検討した結果が、またいいようになるように、あらゆる施策をしっかりと見つめながら、住民皆様に、また議会の皆様のご理解を得ながら、福祉向上のために、忠岡町のために、皆さんとともに頑張っていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。本当に本町の職員さんは少ない人員でありながら、一人二役、三役、四役というような業務で、本当にありがたいことではあるんですけども、組織的に疲弊しているところが私は感じておりましたので、これらの組織の活性化という意味で、このような役場の改革について町長には求めたいと、ほんとに思っております。

次に、これも同じく公約なんですけれども、行政全般にわたり広域連携の強力な推進とい

う項目についてであります。私自身も、これまでの議会質問において度々取り上げさせていただきました。今回、はっきりと掲げていただいたことで、私も大変心強く思っているわけですが、そこで質問です。これもまた複数を一括して質問しますので、町長にご答弁いただき、そして漏れや補足があれば担当部長からご答弁を頂きたいと思えます。

1点目、近隣の首長同士で腹を割って話せる関係の重要性については、度々指摘をしてきました。町長自らが受け身の姿勢ではなく、能動的に動き、そのような機会を設ける必要性については、思いは私と1つとしているように感じますが、この場でも、はっきりと積極的に動いていくということをぜひ宣言をしていただきたいと思いますというふうに思っています。

2点目、行政全般において推進するというふうに選挙戦では掲げられておりましたけども、何か具体的なものはありますでしょうか。

次に3点目、その中で1つ具体例として、泉大津市との連携で大津川へのパークゴルフ場の誘致と、かなり具体的な策を掲げたわけでありまして。これは現在、泉大津では市長選挙の真っ最中ですが、現職の南出賢一市長との話合いの中で、共通の取組課題として設定されたわけですね。

南出市長との関係性が既に強固に構築されていることについては、私も確信をしておりますが、この大津川ですね、水害でありますとか、実現にはハードルが高い点も幾つかあるように思われます。泉大津は今あるパークゴルフ場がなくなってしまうということで、代替地として求めているのでしようけども、忠岡としてここまで言い切って実施をする意義をお示してください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

大変いいご質問、ありがとうございます。就任に当たり、いろいろと掲げていることに対しまして慎重に答えたいと思えます。

今後は、人口減少社会を迎える中で、行政運営において近隣市との広域連携は必要不可欠な施策と考えております。そういった中、やはり近隣首長との関係性というものは、広域連携を検討する導入部において最も重要な点となります。まだ私自身、就任後2か月に満たないものですので、近隣首長と会う機会は多いようで少ない。個人的にはそれなりに会ってるかなど。たっぷりというところはちょっと言えないところですけど、まあそれなりに、2か月の割には時間的にはその部分、間、間で連絡、電話、また会いに行くというようなところで、いろいろやっております。今後は、具体的な話が進んだ際には、首長が腹を割って話せる機会をこちらからも提案していきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願いたします。

行政全般における推進ですが、具体的な事務を進めていくことではなく、先ほども答弁しましたが、広域連携は今後の行政課題には欠かせない施策でございます。多方面で柔軟に検討してまいりたいと考えております。特に泉北3市、和泉、泉大津、高石とは、密に密に密に頑張りたいと考えておるところでございます。

そして、最後のご質問でございます。確かに河川公園における泉大津市とのパークゴルフの整備は、過去の河川公園における大雨被災状況を見ると、復旧時の費用や運営の仕方等、ハードルは高いとは考えております。しかしながら、実現した際には、本町の高齢者がパークゴルフを生きがいとし、健康寿命延伸の一助となる本施策は、数字には現れない効果を発揮してくれるものと期待しながら、慎重に実現に向けて泉大津市さんと考えていきたいと、かように考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。力強い答弁だなというふうに聞いておりました。この近隣市はもちろんなんですけども、大阪維新の会の公認で町長は当選されましたので、大阪では本当にネットワーク、あらゆるところにありますので、それもフル活用していただきながら行政を進めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、もっともっと公約はたくさん掲げられておったんですけども、今、令和3年度の予算編成の真っ最中であるかと思えます。今回の公約、掲げた以上は取り組まなければなりません。全ての公約について、来年度以降の予算編成にもしっかりと反映していただくことや、もしくは調査研究に着手していくと、この場でもはっきりと宣言をしていただきたいなというふうに思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

私自身、1期4年、命のある限り、施策は任期をまたがない。またぐ施策は施策じゃないというのを肝に銘じながら、日々研さんしながら、全ての公約の着手を、時期と、今後のそれぞれの施策について担当課に指示してまいりたいと、かように思います。

まず、この後、ご同意いただけましたら、副町長の配置、来年度から着手できる施策としては、先ほども質問ありましたフレックスタイムやインターン制度など取りあえず頑張っていきたいと。一つ一つ、一步一步、真っすぐに前進したいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。よく伝わりました。

最後に、これは答弁は結構ですので、最後に杉原町長に求めます。

冒頭にも申しあげました10月26日の初登庁時に、役場の玄関で、ロビーで職員の皆さんに向けての初めの就任の挨拶で、職員の皆さんがいわれなき非難をされた場合は、前面に立って守るとおっしゃいました。そして、2日前の全員協議会、そして今し方、今さつきも任期内に公約を実現してこそ政治だというふうにもおっしゃっておられます。まさにそうです。リーダーとしてのふさわしい言葉であるというふうに思います。

そして、そのリーダーには、器も求められます。若輩の私が器どうこうを申し上げるのは大変恐縮ではありますが、町長の掲げられた公約を形にして具現化していくのは現場の職員さんであります。職員さんとはくれぐれも強固な関係を築いていただき、いつまでも初登庁時の気持ちを忘れずに、おごらず、そして偉ぶらずに、忠岡の顔だというのにふさわしい町長となり、役場組織を率いていただきますように求め、私の今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。松井君。

7 番（松井 匡仁議員）

無職属なだ会、松井です。一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、市町村合併につきまして、杉原町長にお伺いしたいと思います。

杉原町長は、町長選挙直前の候補者討論会におきまして、大阪都構想成立後、大和川以南の9市4町は、田の字で割るのか、目の字で割るのか分かりませんが、泉北市や泉南市のようになっていくと。また、それが忠岡町の住民のためとおっしゃっておられましたが、現在もその考えにはお変わりございませんでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

お答えいたします。

はっきり言いまして、私のほうから市町村合併を進めていくというものではないと思っております。あくまでもこの大阪都構想、この都構想が成立した場合において想定した考えだったということをご理解願えますか。

将来迎える人口減少社会においては、様々な分野で行政課題の発生が予測されます。これらの課題解決に向けては、単独の自治体で取り組むよりも、地域全体で対応するほうが、住民サービスの向上や財政健全化も見込まれるとの考えから、最近では忠岡町も、水道水の安定的な供給を目的に大阪広域水道企業団と水道事業が統合され、消防については来年度、来年4月から岸和田市との消防指令業務の共同運用稼働に向けて、最終の協議も進めています。

また、ごみ処理については、泉北環境施設と協議を進めていく中でありますし、11月に執行されました大阪都構想住民投票におきましては、結果、否決になりましたので、今後到来する人口減少社会では、1つの自治体が定住促進や企業誘致、公共施設充実に取り組むよりも、周辺施設との強みを生かしながら多方面で連携していくことが、今後の行政運営、自治体経営で求められる効果的な方策と考えているということをご理解願えますか。お願いしときます。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

すごく安心しました。杉原町長は、16年前に岸和田市との合併のときには大反対されておられましたんで、これまたどこでどう変わったのかちょっと心配しておりましたんですけれども、安心いたしました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

町長の給料削減についてお伺いいたします。杉原町長は、10月24日付の専決にてご自身の給料を20%削減されました。月額64万8,000円。年額にして約1,167万円とする条例改正をご自身で行いましたが、20%の削減としたのはどのような理由でしょうか。ご答弁よろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

お答えいたします。今回は、16年ぶりに副町長を選任しようと考えましたので、本議会では議員の皆様にご同意いただくべく上程させていただいているところでございますので、その人選については大阪府より招聘したいと、この議案の中に出てきてます。大阪府との協議の中では、本町での給料が大阪府に在籍していたときの給料を下回ることができないとなっており、副町長の給料から1割減額が、その最低ラインのボーダーとなりました。

た。

もし私の給料を、前任者同様3割減額した場合、副町長の給料が町長を上回るという状況になります。これは来ていただくご本人も心苦しいであろうといった点など総合的に判断して、2割削減としたところでございます。ただし、退職手当は前任者同様、頂かないことにしております。ちなみに、大阪府議会は、身を切る改革はしていますが、ボーナスのカットはなしとお聞きしております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

私、副町長のお給料をちょっと知りませんで、あれやったんですけれども、そういった理由やということで、20%ということでございますが、杉原町長も前の和田町長と一緒に財政再建というのを掲げられておりますので、30%で行かれるんかなと思っておりましたんですけれども、20%の理由がそういうことやということで、よく分かりました。ありがとうございます。

では、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

無所属なだ会、三宅です。一般質問させていただきます。

新町長就任の1回目の質問ということですので、この町長選挙が行われまして、僕も注目していたのは、やはり町長の公約でございます。16年ぶりに公に具体的な部分もあり、多少抽象的な部分もあるかなという中で、住民の方に対して、じゃあ今、杉原町長ってどんな人なのかということと言われるときに、個人的、人間的にはまた置いといて、町長としてこういうことをやってくれるはずだよ、こういうことを約束しているよって、やはり伝えるのは僕らの責務やと思ってます。

その中で、まず町長の公約集にありました1番目に書かれてたのが、国際社会で活躍するグローバル人材の育成をまず掲げられていたのが、僕の中で一番印象的でした。この答

弁につきまして、教育長がお答えいただくということやったんで、ちょっとまず1点確認なんですけど、教育長の今のこれからの答弁は、町長の公約の代弁としてみなさせてもらってよろしいかどうかだけの、まず1点、回答をお願いします。町長に。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

そうご理解ください。

8番（三宅 良矢議員）

はい、ありがとうございます。議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

その中で、質問にも書かせていただくんなんですけど、よくどの市町村でも最近、グローバルにとか、そういう教育をとということで、特に私立高校とかを中心に、よくそういうグローバル化とか、そういうようなんとか増えてきてます。ただ、町として、今後進められるというこのグローバルって、じゃあ何なのって、どんな人材なのって、具体的にはどのようにお考えですか。お願いします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（北村 孝議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの、このグローバル人材に求められる資質等ですけども、私どもはこのグローバル人材の資質というと、語学力というふうに言いがちであります。語学力はあくまでもスキルだと思っております。それよりも、本来、国内のみならず世界を舞台に活躍するグローバル人材に求められるものは、端的に言いますと、自身の夢の達成に向かってチャレンジし続ける気概、これを言い換えますと、たとえチャレンジの過程で様々な困難に出会ったとしても、何度でも立ち上がり、その自身の夢に向かって歩み続ける折れない心ではないかなと思っております。併せて、真のグローバル人材には、他者に対する思いやりや献身の心も必要なものであるというふうに考えております。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。現実問題、大体グローバル化という中で、日本の優秀な人材が海外に出ていくときに、大体85%ぐらいの人が、行く先が結局、巨大IT企業と言われてるんですね。GAF A（ガーファ）と呼ばれるGoogle、Apple、Facebook、Amazon。世界ランキングの20番ぐらい、もう日本企業はないですよ。トヨタなんて何十番も下ですから、そういう企業の要は兵隊の駒なんです。そういうところを目指していくのが、ほとんどの人が。

よくありますよね、忠岡町ですごい学力を上げましょう、できる子を引っ張り上げていきましょう。今回、グローバル教育も気になるよななんですけど、要はそういったことになんか投資しました、がんにいい人材に金かけました。すごい優秀な子が、ここから例えば高校進学の際に、東大寺や灘やとかラサールへ行きました。すごいでしょう。それは1つの外部に向けた魅力の示し方になるかなと思うんですが、ただ、やっぱりその先に忠岡に帰ってこないんですよ、結局。優秀な子って、みんなやっぱり東京に吸い上げられるって、よくあるじゃないですか。田舎の優秀な子は大都会に吸い上げられて、そこで暮らしていくんですよ。田舎は何のために教育してるんやという。そういうことにならないように、教育の在り方というのは、グローバル教育というのを安直に、ただ何か耳触りのええことだけを企業の提案で引き受けてしまうと、結局行き着く先は、何のために忠岡はやってたんだろうということになりかねないんで、その辺りについてどのように教育長、お考えですか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（北村 孝議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員の指摘ございました部分も含めまして、私どもが行っております教育というものは、当然ながら国民、町民の血税で行ってる部分でございます。そのような公教育の立場からは、個人に対する取組に重点を置くのではなく、本町の全ての子どもたちに対して将来のグローバル人材としての活躍につながるであろう教育に取り組んでまいりたいと考えております。

具体には、限られた階層の子どもたちが学ぶ、例えばイギリスのイートン校やハーロー校等のパブリックスクールや、アメリカのプレパラトリースクール等で行われているようなエリート教育を目指すのではなく、通常の学校で行われております通常の教科や道徳、特別活動等を通じて、先ほど申し上げました将来につながる資質を涵養してまいりたいと考えております。子どもたちの心に将来自らを目指す目標、夢へとつながっていく種をまいてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8 番（三宅 良矢議員）

実質、今の回答を受けて、これまでも聞いたことあるなという部分で、ちょっと具体的にはどうしていくんかなというものが、やっぱり住民の方に対して示したいところなんですけど、要はこれまで例えば町独自に取り組んできた、例えばあすなろとかいろいろありますよね。その要は延長線上のランクアップなのか、それとも新たな何かそういう取組を考えてはるのか、これについてはどのように今お考えなんでしょうか。1点だけ最後お願いします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（北村 孝議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、お尋ねの部分ですけど、先ほどの繰り返しになりますが、やはり公教育です。で、やはり我々は学習指導要領の幅の中で日々指導していくという1つの枠組みがございます。その中で、折れない心であったり、将来の夢を持ち続けるという、そういうものをこつこつと積み重ねていきたいというふうに考えているところでございます。私学がやるようなものに流れるのではなく、真っすぐに地道に教育に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

三宅議員、次、4回目になりますんで。

8 番（三宅 良矢議員）

それが最終的に町長公約のグローバル教育、一番初めに挙げられたグローバル教育とこれがどう結びつくかは、もう少し丁寧に練っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。これは1点目の質問で終わらせてもらいます。

2点目です。これもまた公約にございました文化会館の運営を大胆に見直し、生涯学習の拠点にと明記されてました。「大胆に見直す」という文言でしたので、僕はこれにすごく注目しました。文化会館の運営を見直すとか、そういう書き方やったら、今、文化会館運営委員会かな、とかあるので、そういった意見を受けて、何らかの形を変えていくんかなと思ったんですけど、「大胆に」という気持ちのいい一言が入ってはったので、これを踏まえて、まあいろんな手法があります。手法とかがありますが、町長の方針の真意とは、これについてはどのように考えてはりますか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

文化会館の見直しにつきましては、今までも度々ご指摘いただいていたところございまして、先ほど議員お示しの文化会館運営委員会につきましては、今年度から進めていくということでございましたが、ご承知のように、コロナ禍の影響によりまして、11月に初めて1回目の運営委員会というものを立ち上げたところございまして、中身の議論につきましては、これから始めていこうかというふうに考えておるところでございます。

文化会館の運営につきましては、全国的にも様々先進事例があります。近隣市においても様々ないろいろな事例がございますので、そういったものも参考としながら、地域住民のおののが相互に協力できる魅力に満ちた活気あふれる文化施設として運営できるように検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。何かしら動くということになると思うんですが、1点だけこれについて再質問させていただきます。

この文化会館運営委員会の決定、判断のいかんによっては、今は公設公営、公営で町の非常勤の方ですけど、再任用の方を中心にやってますけど、それを例えばですけど、和泉市のリージョンみたいに、和泉市の駅前のああいうようなことか、いろいろ民間ですよ。民間でそなん参入したいというところが結構やっぱり増えてきてるんで、そういったところなどを活用したり、そういうところに委ねていこうみたいな判断もオーケーにあるんですか、どうでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今、議員お示しのそういった部分も含めて、幅広く議論を交わしながら、運営委員会においての意見を参考に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

だから、そこの判断を尊重されますよね、もちろん。よろしいですね。一言。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

はい、尊重してまいります。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。またその辺は経過は。

町長（杉原 健士町長）

ちょっと補足。

8番（三宅 良矢議員）

町長、すみません、ありがとうございます。

町長（杉原 健士町長）

三宅議員は、文化会館を良くするの、反対ですか賛成ですか。それによってお答えは変わりますが。

議長（北村 孝議員）

それだけ答えてください。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

少なくとも僕は町の議員なんで、良くしないことに対して意見をしているつもりは一切ないです。

町長（杉原 健士町長）

分かりました。

議長（北村 孝議員）

次の質問に行ってください。

8番（三宅 良矢議員）

では、行きます。次の質問です。

これもまた公約にございました町民グラウンドの保全です。今年も商工カーニバルをやったときにも、地面に水が、前日に大雨、結構な雨が降ったので、もう水浸しで、なかなか商工カーニバルをするにしても結構大変やった状況、土の保全の状況が大変やったんで、何とかしてほしいなという声を多々受けました。

そういった中で、公約の中にも書かれて、町民グラウンドの保全と書いていただいていたんで、具体的には水はけとか、あと周辺のコンクリートがひび割れが激しいんで、地震のときに横揺れで割れて、そこの近くを誰か通ってて、もしけがしたら怖いとかいう、要は予見はいろいろされるんですけど、そういった改善をしていくことかなということかと思ってるんですが、この町民グラウンドの保全、先ほど町長が、1期4年まで、「またぐ施策は施策でない」と明言していただいて、ああ素晴らしいなと僕は思いました。すると、そこのビラに書いてあったこの保全も、この4年のうちに取り組まれるのかどうかだけお答えいただきたいです。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

必ずやらしていただきます。というのも、三宅議員がただいま商工会の青年部の部長さんをやっているように、この前の商工カーニバル、あんだけ池のようと言うたらええのか、田んぼのようと言うたらええのか、あのようけの水たまりができてますね。あれを町の中心部でカーニバル、これ、近隣市町村もかなり喜んでいただいている僕はイベントやと思ってますよ。忠岡町のだんじり祭りは駅下だけですし、中心部でやるこのカーニバル、これは脈々と続いている歴史あるカーニバルをですね、前の日に雨降ったらでけへん。ましてや、青年部の方が人数不足で、それを処理をようしゃんというような、こんなかわいそうなグラウンドは駄目です。ましてや、中学校のグラウンドとして使うようなグラウンドです。この中心部のグラウンドは、これは何がなんでも私、肝に銘じて4年以内に確実に水はけのいいグラウンドにしたいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。明言いただいて、とても喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。

次の泉大津河川のパークゴルフ場の誘致については、先ほど前川議員がお尋ねにもなっていたので、あまり進める進めないに関して細かくは聞かないと思いますし、町長の公約にもあったとおり、何らかの形で進めていくのかなと思っています。

ただ、1点、この4の3の括弧にあるところが気になります。忠岡町内の各公園の整備ですよね。泉大津は、まず市内にある公園の整備をきっちりと行ってきました。忠岡町におきましてはグラウンドの、昔公園やったようなところが、今雑草が生い茂って、ちょっとフェンスが倒れているようなところもあったりの、ちょっと遊具でも外れかかっている、たまに連絡して、その都度その都度修理してもらおうような状況の公園もあります。パークゴルフ場をつくるには、多分多大な財政負担が発生すると思います。そこを優先して、町内にある今の公園を後回しにするというのは、僕、それ違うかなと思います。で、前に西区の公園の話もありましたとおり、東区のゲートボール場の整備も今後やっていくということなんで、そういうことも踏まえて、町長、4年の1期でいってやるぞという思いで取り組んでいただけるのかどうか、ご回答いただけますか。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、まさに泉大津市さん、南出市長、市長選挙真ただ中でございます。隣の泉大津市

さんは公園整備にかなり力を入れていくということをお聞きしていますし、本町忠岡町も、そういう画期的な泉大津市さんのまねをしたいところではございます。しかし、1期4年の間に、無駄なお金、無駄な支出をしっかりと切り詰めたら、お金が浮いてくるのかなと想定してます。特にクリーンセンターの問題、建設の問題、いろんなところで浮いたお金を、しっかりとそういう公園設備とか、またボランティア等のお力をお借りしながら、また地域の企業さんとも連携しながら、そういう設備等々を手作り、または安価でやっていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。何度もお伝えするとおり、公園整備を進めて、町内にあるその公園の魅力の向上も進めていただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。これもまた公約の中にありました住民サービスを適切に実施できる組織への立て直しということが、また明言されておられました。具体的にこれまでで町長が考える中で、適切な住民サービスが、これがあつたらできていなかったんかなとか、そういうポイントが、引っかかるところがあつたから、このように書いたと思われまます。

じゃあ、具体的なそのポイントとしては教えていただけないでしょうか。お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

適切なサービスができていない点という質問でございますが、全くできていないというわけではございませんでして、住民サービスをより適切に実施ということで、町長のほうからもご指示を頂いておるところでございます。

具体的には、職員からの元気な挨拶の徹底を皮切りに、来庁された住民の皆様にも最大の満足を提供できる役場となるよう知恵を絞るようにと、ご指示を頂いているところでございます。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

元気な挨拶、それもええと思います。ただ、ちょっと僕、忠岡に加えてほしいのが、やっぱり笑顔が欲しいなど。特に福祉課とか窓口メインでやってるところは、ふだんの関わりで慣れてはるのかなと思うんですけど、やっぱりなかなか一般住民の方の対応を滅多にせえへんところやと、僕らが行って、横でちらっと見てても、もうちょっと何か愛想よくしたらいいのになとか思うところがあるんですよね。やはり人間って、表情で80%、90%、相手の印象って良くなったり悪くなったりすると言います。そういった意味では、今後、笑顔、表情ですよね、そういったものに対してでもちょっと訓練、研修等をしていただいて、多分議員さんなんかは特に、やはり住民の方に、特に有権者によく思われたい。で、しっかり話を聞いてもらうために、やはりふだん笑顔の、やはり鏡を見て自分の笑顔はどう映ってるんだというようなこともしてる方が多いと思われま。僕もやってます。ですので、そういった職員さんも心がけていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

役場へ来られた方も、やはり笑顔で対応してもらえると気持ちがいいものだと思いますので、職員のほうにそういった形で指導してまいりたいというふうに思います。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。その辺のことも踏まえまして、まず隼より始めよという町長の意見やと思いますんで、まず役場の職員さんのことを踏まえて号令をかけていただいたこと、ありがとうございます。

次に、インターンシップのことにつきましては、先ほども質問もありました。今、大学とも考えてはるということやったんで、この質問に関しては割愛させていただきます。

最後に、先ほどもクリーンセンターの件で町長よりも一言あったんですけど、次世代に負担を先送りしない行政改革ということで書かれておられました。これは当然、どの地域でも、どの方でも、やっぱりそれは今のこの厳しい、特にコロナの後を受けた国家運営、地方行政運営に関しては命題になってくると思います。

僕らが気になるのは、それを進めていただくことによって、要は何ぼ改善されるのかということやと思うんです。これとこれをやりますというよりも、これとこれをやりますことで何ぼ経費が浮きます。どれぐらいの財政収支が改善されます。そして、その改善されたことを何に充てます。ここが多分すごく住民にとっては、興味というかメリットの

ポイントやと思ってるんで、その部分について、効果額とか指標とか、それについては今後どのように見込んで、取り組んでいくことでいかに改善して、どのような形で現れてくると考えておられますか。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

そういうはっきりした数字は分かりません。ただ、言えることは、例えばクリーンセンター、泉大津市さん、泉北環境に払っている委託料、運転管理料が7万4,000人で約4億円。忠岡町、今現在、1年、今回は最初は工事費込みで1万7千4~500人で3億7,500万円、これ一言で三宅議員、分かると思うんですけども、それをしっかりと、10年前から見据えて、このようにちんたらちんたらやってなかったら数字が出てくると思うんで、その辺をご理解しながら、私もまだなっただけですので、その辺をしっかりときっちりやっていけば、大きな効果額が出ると思うんで。

今、何回も言うようですけども、7万4,000人で約4億円。1万7千4~500人で3億7,500万円。この数字だけは私は分かります。あとの数字は私、分かりません。

以上です。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

することによって、大きな億単位の収支改善が見込まれるというふうに捉えています。今の回答で。そういったことを力強く進めていただきたいというのは、これは多分誰もが願うところですんで、1期4年のこのやり遂げる思いで進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、小島みゆき議員の発言を許します。小島君。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。一般質問させていただきます。

人口減少に伴い結婚新生活世帯、新婚への助成についてお尋ねします。

結婚に伴う新居への引っ越し費用や家賃などを国と自治体で補助し、新婚さんを応援する結婚新生活支援事業、政府は同事業を少子化対策の柱の1つに位置づけ、来年度から補助上限額を現行の30万円から60万円に倍増させる方針を固めました。我が党が取り組んできた新婚世帯への支援がさらに手厚くなります。

結婚新生活支援事業は2016年に始まりました。新婚世帯への支援金を国と自治体が半分ずつ出し合う仕組みです。現在は、東京都やその他の281市町村が事業を実施しています。制度を利用した夫婦は、19年度までに5,090世帯になります。経済的な理由で結婚に踏み切れずにいるカップルを支え、地方の役割を果たしています。独自に上乘せ支給する自治体もあります。

例えば、引っ越し費用が補助上限の30万円を上回った場合、プラス5万円までカバーしたり、対象から外れる駐車場代などをカバーしています。利用者からは、「経済的な不安があったので助かった」、「結婚の後押しになった」などの声が寄せられています。忠岡町としてはどのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

結婚新生活支援事業でございますが、結婚に伴う新生活のスタートに係る経費、例えば新居の家賃や引っ越し費用等に対し補助金を交付する事業でございますが、現在も国と市町村で2分の1を負担するものとして実施されておりますが、この事業は来年度から補助金額を現行の倍の上限60万円とする方針が出されております。令和2年11月現在で、大阪府では和泉市や泉佐野市、岬町など7自治体が事業を実施しております。

今後、到来すると言われていた人口減少社会を迎えるに当たり、人口の流入増や定住促進に向けた施策は大変重要と認識しております。結婚新生活支援事業も有効な施策の1つであると考えてございますが、事業実施に当たっては自治体負担が発生してまいりますので、定住促進に効果があるのか、また財政面も考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

自治体の負担が半分というのは、忠岡町のように、このような小さな自治体では本当に厳しいと思います。国の補助率の引上げを求めることもしていただきたいと思います。内閣府では、モデル事業を公募し、採択された自治体への補助率を3分の2に引き上げる方向で検討を進められています。補助があるということで、忠岡町に住むということも考え

ていただきたいです。そういうことで人口減少化の歯止めにとつなげていけると思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

人口減少化に歯止めをかけるためにも、本町に住みたい、ずっと住みたいと思われる施策が今後求められると考えております。第6次忠岡町総合計画策定に当たり実施いたしました住民意識調査においても、子育て支援や教育の充実に関しましては重要度が高いとの回答も多くあったところでございます。

以上のことから、子育て支援や教育の充実に重点を置き、安心して子育てができるまちづくりの推進は、定住促進に直結する重要課題と認識しておりますので、まずは定住促進につながる本事業につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

しっかりと取組をよろしく願いいたします。

続いて、次の質問に行かせていただきます。インフルエンザの予防接種、18歳未満の助成についてお尋ねします。

インフルエンザの予防接種は、65歳以上の方は無償で接種、また60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有されている方も無償で接種になっています。

子どもたちは集団行動が多い中、ウイルス感染する可能性が高くあると思います。コロナ禍でもあり、親御さんも経済的に大変な状況の中、子どもたちの予防接種にかかる費用が生活費に大きな負担になっていると思います。特に子どもさんが多いご家庭の負担はなおさらです。病院によって金額が違ったりするので、少しでも安く接種するところに皆さん行かれているということもお聞きしています。忠岡町としてどのようにお考えでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、先ほど小島議員仰せられておりました高齢者のインフルエンザの予防接種につきましては、今年度はコロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、大阪府が自己負担分を補助いたしておりますので、今年度につきましては無料でお受

けいただいでる状況でございます。

また、ご質問の18歳未満の児童の助成についてでございますが、現在、厚労省における子どものインフルエンザワクチンの定期接種化についての考え方は、検討を重ねられました結果、平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告書におきまして、現行の方法によって子どもに接種した場合の有効性には限界があり、希望する場合には重症化の予防の観点から個人防衛のための任意接種として行えるのが適当であると結論が出されております。

町といたしましては、報告書の内容を受けまして、希望する個人が有効性などについて正確な情報をかかりつけ医等と相談しながら、任意の接種として行うのが適当であると考えております。

国におきましては、任意接種のワクチンのうち優先度の高いものについて順次定期接種化を行っております。自治体で予防接種における財政負担は増加しております。今後も増えていく予防接種を公費で負担し、推奨していくためには、予防接種法に基づき実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視し、対応してまいります。当然実施すべき定期予防接種に位置づけられた場合におきましては、公費負担が必要であると考えておりますが、現段階におきましては予防接種の費用について助成につきましては難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今年度におきましては、本町は国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町独自の施策として、住民1人当たり5,000円の定額給付を支給いたしております。こちらをインフルエンザワクチンの予防接種費用ですとか、マスク、消毒液等の購入費に活用していただきたく支援を行っております。対象世帯には申請書を送付いたしまして、今月より受付を行っているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

今回は、今もおっしゃっていただきましたように、地方創生臨時交付金を1人5,000円の定額給付金として感染予防の目的としてと言われておりますが、今後、少子化対策の1つとしても取り組んでいただきたいと思いますと思っております。インフルエンザの予防接種は、13歳以上は1回、13歳未満では2回接種しなければワクチンの効果が出ないということです。無償が厳しいと言われるのであれば、まずは子どもさんの人数により段階的に補助するなど考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

インフルエンザのワクチンの子どもさんに対する接種なんですけれども、一応、町としても何パターンかの積算は行っております。その中で、費用的にはかなり負担が増えてくる状況ではございますので、近隣にいたしましても確認いたしましたところ、実際行われておるところもあるのは事実でございます。近隣につきましても、今のところ予定がないというところもございますので、本町におきましても財政当局と調整しながら、できるものは実施してまいりたいと思っておりますが、今のこのインフルエンザのワクチンの予防接種につきましても、今の現段階では難しいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

ちょっと厳しいと思いますが、ぜひともご検討のほうもよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。3歳児健診における弱視早期発見についてお尋ねします。

日本弱視斜視学会のホームページに記載されています文言を引用しますと、弱視という言葉は「通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力」という意味で、一般的に使われていますが、医学的には「視力の発達が障がいされて起きた低視力」を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。しかし、早期発見、早期治療で治療可能なことがほとんどです。

また、日本眼科学会のホームページによると、もともと人間は生まれたときからはっきり物が見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期のことを感受性期と言いますが、人間の視覚の感受性は生後1か月頃から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後、徐々に減衰して、大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。

平成29年4月7日付厚生労働省通知「3歳児健康診査における視力検査の実施について」には、次のようにあります。子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。また、そのことを周知することの記載があります。視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子どもが大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。忠岡町ではどのようになされていますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまご質問の3歳児健診でございます。本町で3歳6～7か月時健診ということで、視力検査につきましては、現在多くの自治体で行われているアンケート調査と家庭での視力チェックという方法をとっております。健診の当日、保健師がその内容確認を行い、保護者に聞き取り調査を行い、何か気になるような発言等があれば、眼科検査員による検査を行っているところであります。そこで、精密検査等が必要であると判断された場合は、眼科医への精密検査の依頼状である精検票を発行いたしまして、公費で精密検査を受けていただいております。特に弱視の見逃し等は、現段階ではないと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

現在、忠岡町では各家庭でランドルト環を用いて、保護者自身が視力検査をしてアンケートに記入して、保健センターに持参すると、今お聞きいたしました。ランドルト環というのは、アルファベットのCのようなマークで片目を隠しながら、上とか下とか答えていく検査です。異常を察知できた場合や何らかの不安がある場合は、保健センターで視力検査員の方が個別に対応してくださるとお聞きいたしました。

しかし、日本眼科学会によると、弱視の子どもはもともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えないとか見えにくいというように訴えることがほとんどないそうです。また、片目だけ弱視の場合、片方の目が見えていると、もう一方の異常に子ども自身も保護者も気づきにくいのです。視力検査がうまくできなかった場合や異常を見逃す可能性、子どもがうまく答えられなかったり、検査を擦り抜けてしまうこともあります。だからこそ、この3歳児健診における視力検査の位置づけは、見る力が発達するこの時期に、将来を見据えた上で治療を開始できるか否か、重要な節目になるのではないのでしょうか。

眼科医の先生も、ランドルト環の検査では家庭でも病院でも難しいのが実情だと言われている方もおられます。そういう中で、弱視の見逃しは起きていないのでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

3歳児健診の視力のアンケートでございますが、アンケート用紙の項目の中に、ご家庭で目つきがおかしいですとか、ひどくまぶしがる、物に近づいて見る、目を細めて見る、頭を傾けたり、横目で見たりするというところで、何らかの視力の問題をお持ちの方は、ご家庭で何か気づかれることが出てこられる可能性も高うございます。ご家族での見守り

ですね、そこから保健師が聞き取りをいたしまして、確認をして、現状、忠岡の住民さんにつきましては検査等で確認が見つまっているというところがございますので、今のところ現状のやり方でも問題がないのではないかなというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4 番（小島みゆき議員）

また、3歳児健診における視力検査は、視力の検査のみでなく、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同などを見つける機会となり得るため、屈折異常検査の大切について保護者へさらなる啓発が重要だと思います。

日本小児学会では、視力検査に加えてフォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しています。それは、手持ち自動判定機能つきフォトスクリーナー装置というもので、一眼レフカメラぐらいの大きさです。カメラで撮影するように子どもの目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニング効果も高く、母親の膝の上に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴です。

6か月以降の乳幼児から成人まで、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同の検査を短時間、数秒で負担もなく検査が可能で、眼科医や視能訓練士などの専門職でない方でも検査を実施することが可能です。子どもたちは数秒間、小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機器を見つめてもらう、写真撮影をするような感覚だけで負担もなく検査を受けることができ、結果は自動的に数値で示され、スクリーニング成功率は97%とされています。

既に活用されている市の中で、3か月間の健診の中で、573名中26名が精密検査を受け、治療必要とされた14人のうち9人がこの機器を使わなければ見つからないケースや、また別の市でも1か月間の検査で447人のうち31人のお子さんが精密検査となったそうです。

3歳児健診の視力検査においてフォトスクリーナーを導入するお考えはありますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

小島議員、これで3回目の質問になりますので、答弁をもって終わります。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの機器のお話でございますが、一度確認のほうをしてまいりたいと思います。ただ、本町、財政状況大変厳しゅうございます。取り入れることができるのか、あるいはその機器はお幾らぐらいするのか、あるいは近隣がどのような状況であるのか、そこから辺もございまして、ちょっと確認いたしまして検討してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4 番（小島みゆき議員）

先ほども申し上げましたが、視力の発達時期に早期治療をすることで視力の大幅な回復が期待されるそうです。前向きに考えていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時より再開いたします。

（「午前11時53分」休憩）

議長（北村 孝議員）

これより会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めは、新型コロナウイルスの対策についてであります。

新型コロナウイルスへの感染が中国・武漢で確認されて、12月8日で1年になりました。国内で確認された新型コロナウイルス感染者は、累計で全国で16万人を超え、昨日は全国で2,811人、大阪は427人で、重症者はそのうち147人、亡くなられた方が9人というふうに報道されておりました。そして、重症患者の病床使用率は70%となり、医療体制を圧迫する事態となっております。

本町では、新型コロナウイルスに現時点で感染、一部介護施設でクラスターが発生したこともありますが、先ほどのご答弁で15名の方が感染されたということでもあります。

そこで、1つ目の質問ですが、市中感染ということもよく聞くようになりました。そのような中で、医療機関や介護、福祉障がい者施設でクラスターが各地で発生しており、感染拡大につながっております。そういったことを未然に防ぐためにも、体に触れるソーシ

ャルディスカッションがとれない医療機関、介護福祉障がい者施設、保育所などの職員さんにPCR検査を本町で実施をされるお考えはないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問でございますが、クラスターが発生した医療機関等の施設におけるPCR検査の実施につきましては、本町にある施設の場合、大阪府和泉保健所において濃厚接触者の特定を行い、濃厚接触者など感染が疑われると判断された方につきましては、行政検査として公費でPCR検査を実施する形となっております。

ご質問の内容は、それ以外の施設利用者におけるPCR検査の実施を町で行う予定はないのかということかと存じますが、現在、保健所では施設においてクラスターが発生した場合は、施設の状況により、場合によっては利用者全体やフロア全体など、これ以上の感染者の増加を防ぐため、ある程度広い範囲で検査を行っている状況であると伺っております。

そのことから、現段階では町による他の施設利用者への検査の実施は予定してはおりませんが、クラスター以外の場合の感染が疑われる方へのPCR検査の実施の判断は、これまで保健所対応でありましたが、インフルエンザとの同時流行の前である先月下旬より、さきの質問でもお答えさせていただいたんですが、本町と泉大津市医師会、和泉市保健所が協力して、新型コロナウイルスPCR検査体制を整備しております。まず、身近なかかりつけ医に電話相談を行った上で、感染の疑いがあるとかかりつけ医等において判断された方には唾液によるPCR検査を実施しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

PCR検査するには、何かと保健所の判断が要るということで、ちょっとそこでなかなか受けれないという例が今までにもあったというふうに聞いております。

今、部長さんがお答えいただいた介護施設でクラスターが発生したら、利用者全員、フロア全体というお答えでありましたけれども、今はそうなっているのかもしれませんが、私、第2波と言われるぐらいの時期のときに、介護従事者の方からのお話をそのとき聞きました。

ある介護施設では、デイサービスを利用されている高齢者お1人が、これ町内ですけれ

ども、お1人が新型コロナウイルス陽性と判断されました。濃厚接触者としてPCR検査を受けられた人は、同じフロアでデイサービスを一緒に利用されていた、まさに今、部長がおっしゃられたそういった方全員ではなかったということでありました。していただいたのは、同じテーブルですね。4人がけか3人がけか分かりませんが、同じテーブルに座っていた高齢者だけ。そして、ヘルパーさんも送迎で同じ車に乗った人、直接その方に触れた人だけということで、それぐらいの人しか濃厚接触者として判断されなかったということなんですね。

そこで、そこに勤めておられるヘルパーさんからは、自分も検査をしてほしいという声が上がったというふうにお聞きしました。もちろん利用者も、そのご家族も同様な思いだったというふうに思います。

当然の声ではありますが、PCR検査を受けたくても受けられない人は、自分が家に帰って家族にうつしたらどうしようと、それは不安であったというふうに思います。介護施設や福祉障がい者施設、そして保育所などは、食事、着替え、排せつと対面での介助、介護をしなければなりません。介護従事者や医療スタッフ、保育所の先生などは、とてもソーシャルディスタンスが取れない。体に触れなければ、その人たち、子どもたちの生活を助けられません。

PCR検査を自治体独自で実施されている、これからしようとしているところもあるようです。近隣市では、泉佐野市が高齢者等疾病予防対策事業として65歳以上の高齢者と内部機能障がいの身体障がいの者のうち、無症状でもPCR検査を希望する市民1,200人分の検査をするということです。この検査費用はですね、2分の1は国で、疾病予防対策事業費補助金ということで2分の1出るそうです。あとの2分の1は市の財源であります。しかし、泉佐野市のこの65歳以上の高齢者の人口は約2万7,000人で、その2万7,000人のうち1,200人の予算枠では少な過ぎる。医療機関、高齢者施設の入所者や職員への検査はほど遠い問題点も指摘されておるところです。

本町では、医療機関は、内科、整形外科、小児科合わせて11か所、介護事業者はデイサービスと訪問、通所リハビリで15か所、訪問介護のみの事業者は15か所あります。

本町は11月24日から医師がPCR検査が必要と判断した場合、医療機関でPCR検査の容器を受け取って、自宅などで唾液を摂取して、検査容器を役場の屋外で受け取るというふうに今しております。しかし、これは発熱などの何らかの症状がある方に限られております。お医者さんの判断が要るわけでありますから。

そこで、東京の新橋の駅前で、ご存じだと思いますけど、2,900円の費用でできる民間でのPCR検査センターが開設されて、大きな話題になっております。このセンターでは、唾液を採取し、翌日に検査の結果を通知するということでもあります。予約が殺到しているそうですが、無症状であってもコロナにかかっているのではないかと、それだけたくさん国民がPCR検査をしてほしいと望んでいるということでもあります。

さらに、ここでは企業・団体や自治体向けに、1人2,500円で配送、集配式の検査も受けているそうです。今日のニュースでは、他の民間会社で2,000円を切った検査キットも出たというふうに報道されております。だんだんと費用も安くなってきているようであります。

感染拡大を抑えるには、やはりコロナに感染している無症状ね、無症状者を探して隔離をするということしかないのではありませんか。民間で安い費用での検査キットも出ておりますから、医療や介護、保育所などに勤めておられるスタッフ、職員だけでもPCR検査が必要ではないかというふうに思います。もう一度ご答弁お願いいたします。費用も安く出ておりますので。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

PCR検査についてでございますが、答弁につきましては、先ほどと同じでございます。現状行っておるのを十分に活用していただいております。ということで、町で独自に予算を組みましてするという事は、今のところは予定してございませんので、もちろん心配になられている方々のお気持ちとしましては、検査体制をとということでございますが、検査も一度検査すれば済むというのではなく、続けて検査する必要もございません。本町の財源状況も勘案いたしまして、今のところは現状で行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

やはりクラスターを防ぐということが大事だというふうに思います。特に施設では、無症状のうちに感染者を見つけないと、1週間後にはクラスターになる可能性があるというふうに言われております。

誰もが安心できるようにPCR検査を受けられる体制になぜいつまでたってもならないのか。これは全国的なことなんですが、背景には、世界中で無症状者の検査をどんどん広げているのに、日本の政府、特に厚労省ですね。厚労省は世界にまれな検査抑制策をいまだにとっている、そう言わざるを得ません。第3波と言われておりますのに、第1波と同じ状況がまだ起きているというのは、これは国の責任でもあります。

そこで、本町で独自の努力をしていただきたい。なかなか取り組めない、今おっしゃいましたが、まずはできるところから、手を挙げていただいたところに検査の結果もきちんと届出もさせて補助を出すというところから始めるのも方法ではないでしょうか。医療機

関の職員さんも、身体的、精神的にも疲労がたまる中、風評被害もあるでしょう。そういったことをなくすために、ぜひ検討していただきたいと思います。

初めに杉原町長もおっしゃられましたように、現在、庁内入り口も1か所、そして検温もされて、いろんな面で職員の方もご苦労されているところであります。しかし、なぜこんなに全国で拡大が収まらないのか。それはもう言うまでもなく、発熱もなく体に異常もない、そういった無症状の感染者がいるから、こうやって拡大するわけですね。今の段階では全住民に検査とはなかなか言えませんが、医療や介護に従事されている方、保育の現場で頑張ってくださっている先生方にせめてPCR検査をして、手挙げ方式でもいいですが、そういったいろいろ研究もして感染者を出さない、増やさないという施策をとられるように強く求めたいと思うのですが、これについては町長に答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

いろいろ言っていたいてますけども、一生懸命そのように頑張ってます。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。ぜひ前向きにしていきたいというふうに思います。

そして、この2番目ですね、新型コロナで深刻さが一層増している生活困窮者への支援策についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、国民健康保険料、介護保険料の減免制度、これはありますが、収入の減少が前年より10分の3以上であるという高いハードルがありまして、対象から外れてしまう方がおられます。コロナの影響で本当に生活が大変になって困っている方については、やはり町独自の減免制度が必要ではないでしょうか。10分の3ですから、収入が30%減った世帯については減免がありますけれども、例えば20%しか減っていない方は対象にならないということでもあります。収入が500万円の世帯であれば、20%減って400万円、これなら何とか生活はできるかというふうに思いますが、例えば300万円しか収入がない方ですね。その方については20%減ると240万円になるわけですね。この240万円で生活をしなければならない。しかし、この20%でしたら対象外ということで、全く減免制度が受けられないということです。低収入で、30%も減ってないけれども、やはりそのような方に町独自で減免対象として拡充をする必要があるというふうに思います。

また、固定資産税の減免は、一定条件を満たした中小業者にはありますが、個人向けには猶予があっても減免は全くありません。コロナウイルスの感染が長引く中で、収入が減

っても家のローンの支払いと固定資産税、都市計画税の支払いですね。これが重くのしかかってきます。猶予は猶予であって、この先払わないといけないということで、そうすると、新たに払わないといけない固定資産税と、その猶予があつて後に回ってくる。結局それと合わせたら、この先ダブルで払っていかなければならなくなるということでありませう。

そういった現状も踏まえて、やはり個人向けの減免制度、固定資産についてはですね、これは全く個人向けがありませんから、個人向けの減免制度が必要だというふうに思います。担当部長よりそれぞれお答えをお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず、生活困窮者支援と、あと国民健康保険料、介護保険料の減免についてお答えいたします。コロナ減免から外れる対象者への国民健康保険や介護保険料の減免につきましては、今のところ本町独自の減免については予定してはございません。特に近隣等も予定はしないというところでございます。国の制度に適切に該当されているかどうか、あるいは国の制度に沿えないかどうか、窓口等でじっくり相談を伺いまして、受け付けてまいりたいと思っております。

また、生活困窮者支援につきましては、は一と・ほっとの相談室でございますとか、岸和田子ども家庭センターですね、こちら、社協のほうでも生活福祉資金の貸付け等も行ってまいりますので、そちらをご案内してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

住民部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田住民部長。

住民部（村田 健次部長）

私のほうからは、固定資産税のことについてお答えさせていただきたいと思ひます。

固定資産税につきましては、個人を含む中小企業者等が所有する事業用家屋、償却資産の令和元年度課税分に対して2分の1から全額の軽減措置がござひます。しかしながら、これは議員ご指摘のとおり、この軽減措置というのは個人所有の土地や家屋に対するものではござひません。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納税が困難な方に対しましては、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例が設けられ、本町においても法改正に伴ひ税条例の改正を行い、国の制度に合わせて納税猶予を行つており、個人の固定資産税についても同様に取扱いをさせていただきます。

固定資産税は、地方自治体の税収の占める割合の高い基幹税目であり、町財政に大きく

影響するため、町独自の税の減免は考えておりません。ご理解のほどよろしくお願いたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

担当課からは国保料の減免対象者は、令和元年、2年と合わせまして133世帯で、介護保険料の減免の対象者、これは15件というふうに聞いております。この減免をした財源は、国が全額10分の10補助しているということで、つまり忠岡町はこの減免に関しましては全く町からの持ち出しはしていないということでありまして、腹は痛んでいないと、ちょっと言い方が悪いですけど、そういうことですね。していないのですから、やはり国基準から外れる方への町独自の減免、これは必要ではないかというふうに思います。

固定資産税につきましては、無担保、無利子というご答弁がありましたけど、やはり猶予は猶予であって払わないといけませんからね、全く軽減にも何もなっていないということは指摘させていただきたいというふうに思います。

それを併せて実施をしていっていただきたいというふうに思います。全部、忠岡町は国基準、国基準で、やはりお金は一銭も出てませんので、忠岡町からはね、やはり拡充をするべきではないかというふうに思います。これについてももう一度答弁お願いできませんでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今回のコロナのことでは、住民皆様は大変な状況にあられるということは重々承知はしております。本町も財政状況が良ければ幾らでもというところがございますが、なかなかそこが難しゅうございます。国から頂ける財源をフルに活用いたしまして、臨時福祉交付金も活用して、住民の皆様にも少しでも行き渡るようにというところで検討して行っているところがございます。国民健康保険料、介護保険料の方に特化して独自の減免というところがございますが、申し訳ございませんが、今のところ予定はしてございませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

住民部（村田 健次部長）

固定資産税の減免という形でご質問いただいております。そちら、猶予は猶予ですという形で、税額そのものが変わらないということがございますけれども、そちらにつきまし

ては、やはりどうしても税といたしましては、皆様の税金を頂戴いたしまして、皆様のほうにそういった施策を打ち出してるという関係上、どうしてもそちらのほうは基幹税目でございますので、あまりにも町財政に与える影響は大きいかと思っておりますので、この点についてはちょっと現状としてはなかなか難しい状況であるというふうに考えております。ご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

非常に小さい町とうたっておりますので、住民の顔が直接ね、窓口にも来られて、職員の方も会えるわけなんですから、ぜひこれは検討していってもらいたいというふうに思います。要求しておきます。

続いて、家賃補助についてお聞きしたいと思います。住居確保給付金、これまでは離職、廃業した方が対象であったところ、この新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、休業によって収入が低下した方々も支給対象となったということでもあります。特に非正規労働者などは勤め先からの補償も十分ではなく、いつ解雇されるか分からないといった状況であります。

この住居確保の給付金、いろいろ地域で違いますけれども、忠岡町は収入基準額月額、単身世帯で12万3,000円以下で、支給家賃額の上限が3万9,000円ですね。2人世帯が収入基準額月額17万7,000円で、支給の家賃額は上限が4万7,000円。3人世帯は22万3,000円の収入基準額で、支給の家賃額は5万1,000円というふうになっております。この金額では家賃は賄えないというふうに思います。収入が減るだけではなく、職も失って生活が大変になっても、やっぱり最低限、住まいは確保しなければなりません。12月8日に厚労省は支給期間を現在の最長9か月から12か月に延長するというふうに発表しております。

そこで、やはりコロナによる解雇、雇い止め、つまりコロナ解雇が今ほんとに全国的に増えています。業種は、製造業、サービス業、小売業で、全国で約7万5,000人が雇い止めになっているということでありまして、そのうち大阪府では6,532人が解雇、雇い止めされております。給付金の差額をやっぱり補助するということが大切ではないかというふうに思います。これを差額を実施している自治体もあるようであります。

財政的にも差額を補助するだけでしたら、そう町に逼迫させるようなものではないというふうに思いますので、給付金で賄えない家賃の差額の補助、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。ご答弁お願いします。

議長（北村 孝議員）

河野議員、3回目の質問です。町営住宅、いってないでしょう。さっきの質問の分で。

12番（河野 隆子議員）

議長、①、②で区切っておりますので。

議長（北村 孝議員）

②でももう3回目だと思いますけど。

12番（河野 隆子議員）

そうでしたか。すみません。答弁だけお願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどの住居確保給付金のご質問でございますが、こちらにつきましても、こちらは国のほうが行っております、は一と・ほっと相談室のほうを受け付けまして行っております。コロナの方がほんとに大変な状況であるということは、私どもも存じておるところではございますが、やはり町の財政状況等検討いたしまして、その差額につきましても、どのぐらいの金額がどれだけの方がというところも把握できておりませんし、どのような財源が要ってくるのか、どれぐらいの金額が要ってくるのかということも分からない中で、今のところ検討はちょっとできない状況でございますので、申し訳ございません、ご理解のほどお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

一度ね、試算もしていただいて、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。すみません、申し訳ありませんでした。

最後の質問、町営住宅についてであります。町営住宅の今後について、どのような計画を考えておられるのかについてお聞きします。

低所得者や本町でも増えている高齢者の独り暮らしの方は、住宅が古くなって耐震の心配もあって、家主さんから立ち退いてほしいと言われて困っているという声が聞かれます。民間住宅があっても家賃が高くなる、そして保証人が要するという問題がございます。府営住宅も何度申し込んでも、倍率が高くてなかなか当たりません。築50年以上たつて町営住宅を建て替えるなどして活用するお考えはないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

公営住宅は、戦後復興期以降に住宅困窮者に対して供給され、本町においても65戸の町営住宅が建設をされております。現在、入居が24戸、空き家17戸で、改修や模様がえがなされ、現在も使用されていますが、建築後60年以上経過しており、老朽化が問題となっておりでございます。

一方で、本町も人口減少社会を迎えまして、今後、空き家や民間賃貸住宅の空き室なども増えてくることが想定されております。このような住宅ストックをどのように活用していくのかも、住宅施策としては重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

ご質問にあります民間住宅での家賃、保証人の問題につきましては、平成29年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正、施行されまして、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティーネット住宅の登録制度が創設され、本町においても複数の民間賃貸住宅が登録をされてございます。このような制度の活用を通じて、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居につなげていくとともに、本町の住宅施策についても、都市計画との整合を図りながら今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

今、部長のほうからセーフティーネット住宅ですか、ということをお聞きしました。セーフティーネット住宅、複数の民間賃貸住宅が登録されているということでもありますけれども、これは入居を拒まないということであって、やはり保証人は必要になってくるでしょうし、子どものいらっしゃる高齢者は結局、保証会社に頼るしかないんですね。家賃以外に、その費用も要るわけでもあります。

本町では今、10年間の忠岡町総合計画審議会が4回今度開かれる予定だというふうに聞いております。その中で、この10年間の計画に、町営住宅の今後建て替えも含めて盛り込む必要があるのではないのでしょうか。もう一度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

セーフティーネット住宅に登録された住宅は、公的賃貸住宅や民間の共同住宅など様々な住宅が登録されており、賃貸契約内容により保証人が必要な場合があるものと思われま

す。これまで賃貸物件を借りるには、連帯保証人を立てることが一般的でしたけども、近年は、その人材がないということで、保証会社を利用するケースが増えております。

ご質問の総合計画につきましては、これまで3度の審議会、また住民ワークショップを経て完成に近づいております、そこで住宅施策の内容の変更を盛り込むのはちょっと難しいというふうに考えておるところでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員、時間もありませんので手身近によろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

はい、分かりました。最後に意見だけ、すみません。

年明けからパブリックコメントも、1月14日から2月3日まで2週間ほどね、取られるというふうに聞いておりますので、やはりそのパブコメでの意見も反映していただくといいということで、ぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思います。

終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告書に沿って一般質問を行います。

まず、一番最初の新型コロナ対策として、中小企業、個人事業者に対する支援についてを一般質問を行います。この質問につきましては、①と②を一括で質問させていただき、その後、3番で質問させていただきます。ご了承ください。

まず、①と②です。全国各地で新型コロナウイルスの感染第3波が拡大しています。感染が拡大している地域では、不要不急の外出を控えるよう協力を依頼し、飲食店を中心に自粛要請が行われています。自粛要請に伴う協力金という支援もされてはいるものの、この年末の書き入れ時に今年の売上げを取り戻そうと期待していた事業者からは、感染拡大防止のため仕方がないという思いはあるものの、また、支援金だけでは足りないという不

満の声も出ています。自粛と緩和の繰り返しで、「もう限界」の声が日ごとに大きくなってきています。

4月の緊急事態の発令以来、休業要請を受け、協力した中小企業や個人事業者に対し、国や大阪府は様々な支援体制を敷き、一定の効果が見られました。国の制度では固定費などを補助する持続化給付金、家賃や賃料を補助する家賃支援給付金、休業による従業員の賃金の補助をする雇用調整助成金、融資を受けるときに発生する信用保証料や利子部分を当初3年間ゼロにする補給制度などがあります。また、大阪府の制度では、休業要請支援金や休業要請外支援金があり、こちらもまた一定の効果もありました。しかし、どの支援にしても1回だけであり、ある一定の売上げ減少をした事業者のみが対象となっています。しかも、ほとんどの支援制度が年明け早々に打ち切られてしまいます。

現在押し寄せている第3波に対しては何の策も施さずに、先週、国会が閉会となりました。国会が閉会した後、今月8日の内閣の閣議決定で、第3次補正予算の概略が分かり、3回目となる新型コロナ対応地方創生臨時交付金1.5兆円が示されました。その交付金で飲食店などの休業要請の支援金にも活用できることとなりましたが、来年1月の国会審議可決後になるので、現在、生活に困っている事業者には対応できない状況となっています。

そういった状況の中、地域のニーズに合わせた支援の実行ができるのが地方自治体の大きな役割だと思っています。地域の事業者を守っていくため、忠岡町が先行して独自で支援を行う必要があると思います。

そこで、まず忠岡町の現状をお伺いしたいのですが、忠岡町において新型コロナ関連の融資の依頼があった事業者の件数は何件あったのでしょうか。担当部長より回答をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

融資の件数でございますけども、今現在、信用保証料がゼロ、金利ゼロという融資がございまして、多くの事業者の方がご利用されております。この融資を借りるに当たりまして、その必要な認定証を本町が発行することになってございまして、その申請件数ですけども、現在218件、本町に認定件数がございます。その認定を受けて、どれほどの業者の方が融資を受けられているか、そこまでは分かりませんが、相当多くの方がご利用なされているといったところというように認識してございます。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

先ほど答弁にもありましたように、融資を受けられている方が218件、受けられてい

るというか認定証を渡された方が218件ということで、結構な事業者数になっていると思います。

その218件もそうですけども、大阪府の休業要請支援金を受けられた忠岡町の事業者が約50社弱と聞いております。業者が限定されているとはいえ、かなりの多くの事業者が融資制度の利用を希望し、認定を受けているのが分かりました。それだけ業種を問わず多くの町内業者が新型コロナによる影響を受けているのが分かります。

忠岡町では、11月の臨時議会において第2次の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナ関連で国や府の融資を受けた場合、先ほどもお伝えしたとおり、当初3年間の無利子に加えて、さらに2年間の利子補給補助や、連鎖倒産を防止する共済の掛金の一部負担などの支援が決まっています。今後の動向も注視する必要がありますが、国や府の支援制度の期間が終了したときに、それに代わる支援として第3次の新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した事業者に対する支援策を検討していく必要はあるかと思えます。

それについて担当部局よりどういった支援があるか、お答えいただきたいと思えます。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議員ご指摘のとおり、第2次の交付金を利用いたしまして、国の利子が実質ゼロという融資の終わりました後、2年間引き続き本町が利子補給、予算の範囲内で行うということ。それと、連鎖倒産を防止するための共済がございまして、その共済の掛金の一部を補助させていただくということで、町内事業者の経営の安定化を図っていきたくいところでございます。

議員ご指摘の第3次ということでございますけども、第3次が出るのではないかとというふうに、いろいろと情報は入ってきておりますけども、これにつきましてはまだ内容を伺ってございませんので、国・府から情報が下りてきた段階で、どのような支援ができるのか、それを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

そういう内容が分かり次第、検討していただくということであります。

その中で、先ほども信用保証料という問題がありました。こちらの信用保証料というのは、なかなかお金を借りる際には、そのお金を払わないと融資がされないというお金であります。事業者にとってこの信用保証料が払えない、逆に融資を受けるために払うとなってしまうと結構な、現在お金がないにもかかわらず、それが負担となってきます。忠岡町としても、今、府の融資制度がございまして、今後もしこの制度がなくなった場合に、困っている事業者さんが融資ができるような形の補助制度を検討していただくことは可能で

しょうか。答弁、お願いします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

一昨日に、国のほうで経済財政諮問会議が開催されたということで、その一部情報がこちらに提供されておりますけども、民間金融機関を通した実質無利子無担保融資ですね、信用保証料もゼロの融資ですけども、来年3月まで実施し、あと日本政策金融公庫による実質無利子無担保融資は、感染状況や資金繰りの状況を踏まえて、当面、来年前半まで継続するといった内容で話し合われたということで情報提供を受けてございます。

本町もそうした国や、また大阪府の施策、状況、また頂ける交付金等を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。さっきの質問で3回目になりますので、よろしくお願ひいたします。

5番（二家本英生議員）

ぜひともよろしくお願ひします。

そしたら、次の質問に移ります。③の国保料、介護保険料の減免についてです。

こちらにつきましては、先ほど河野議員もお話があったとおりですが、国の制度で、新型コロナウイルス感染症の影響で前年収入の3割以上減少されている方への減免制度が今実施されております。しかし、3割以上の収入減といいますのは、年単位に置き換えますと3.6か月分にも相当します。この間、収入がないまま、ふだんの暮らしや、なりわいを続けていくこととなります。貯金がある方は何とかそれで生活はできますが、貯蓄がほとんどない方は、それこそ死活問題になってきます。その上、事業者は固定費などで毎月費用が発生するので、負担が増すばかりです。事業者の負担軽減のためにも、町独自で国保料、介護保険料の減免制度の対象者を前年収入の1割程度の減まで拡充する予定は忠岡町としてはございませんか。担当部局よりよろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ご質問の介護保険料、国民健康保険料につきましては、国の基準に沿って保険料の減免対応をしてみたいと考えております。町独自での減免につきましては、今のところ難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5 番（二家本英生議員）

先ほどの河野議員の回答と同じということで、特に事業者に関しましては、特に個人の事業者ですね、自分たちの持家とかでやってる分に関してはそれほどの負担はかからないと思います。その中でも、機器のリース代とか、そういった固定費が多くかかってくる部分もございますので、町としても、先ほど河野議員との答弁と重なるところがありますので、こちらも要望してまいりたいと思います。

続いての質問に移ります。続いては、9月議会でも質問させていただきました避難所になる小・中学校の体育館の空調設備設置についてです。

9月の一般質問の中でも、災害時の避難場所となる小・中学校の体育館の空調設備の整備をすることは、新型コロナなどの感染症のリスクも高まる中、重要であるということをご述べていただきました。また、忠岡町の答弁の中でも、必要な設備であるとの回答がございました。ただ、現在の体育館は老朽化しているため、設置は厳しいとのご答弁でした。

この10月に教育施設長寿命化計画が策定され、その計画の中で令和5年度に町内の小・中学校の体育館の大規模改修が計画されております。また、現在パブリックコメントを募集している国土強靱化地域計画の素案の中でも、空調設備の設置の必要性も述べられています。

2つの計画から読み取ると、忠岡町は大規模改修を含めた小・中学校体育館の空調設備の整備を前向きに検討し始めたと思いますが、町として今後の予定をお聞かせください。よろしく申し上げます。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの教育施設長寿命化計画につきましては、あくまでも名前のお通り、施設の長寿命化を図るための計画でございます。記載しております実施計画につきましても、現在のところは東忠岡地区認定こども園の整備、並びに忠岡小学校屋外トイレ改修の実施につきましては決定しておりますが、それ以外につきましては、あくまでも既存施設のうちで今後必要となる改修計画について計上しているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

これは、本計画に掲載していない場合、国庫補助の対象とならないということから、現在実施する必要があると考える計画につきまして計上しているということでございます。

つまり、この計画どおり全てを令和5年度に実施するというのではなくて、あくまで

もこういう改修事業が必要であるということを計上しているということでございまして、実施時期につきましても、5年間の計画という中で、令和6年度までの計画ということになっておりまして、実施事業費につきましても超概算経費ということでご理解を願いたいというふうに思います。

なお、議員ご質問の体育館への空調設備の設置につきましては、施設の長寿命化ではなく、新たに設置するものであります。今後、大規模改修を実施する場合に、当然同時に実施するほうが効率的であるということでございますので、計上しているところでございます。

ですので、現状では何も決まっているものではないということ、また大きな財政負担を伴うこと、教育施設であると同時に、緊急時の災害拠点としての避難所ともなることを念頭に置いた上で、財政担当部局並びに防災担当部局とも連携を図りながら、引き続き調査、研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

計画に載せていただくだけでも少し前進したのかなと思っております。先ほど担当部長のほうからもご答弁あったとおり、体育館の空調設備というのは今後の災害における体育館は、災害場所の拠点となりますので、やはりその整備に向けてこういう計画で示されたということは、今後そういう形へ進んでいくんだらうなということだと思ってます。

すみません、続きまして、広報12月の表紙で杉原町長の挨拶が掲載されておりました。その中に「防災・減災に向けて、積極的に災害に対する備えを行う」とありました。国は、来年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の方針を打ち出しております。中身の詳細についてはまだ決定していないものの、予防保全に向けた老朽化対策の加速も盛り込まれております。そういったことも含めて、今後の計画として杉原町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

お答えいたします。

今、二家本議員がお示しいただきました。そのような近隣市長と、先ほども述べたときに、いろいろなお話をさせていただきました。体育館の問題を踏まえて申し上げますと、私、勉強不足と言おうか、災害時には体育館の空調設備はプロパンガス対応が一番ベターじゃないかというようなことで、いろいろな市長さん、堺市の永藤市長さんともお話ししました。

よう考えたら、一たんね、これエアコンつけると、災害時だけ使うわけにいかないわけですね。当然暑いときには、普通の平時の授業等々でも使うということで、そうなりますと、今度はそのエアコンが重荷になってきます。ランニングコストがかかるということで、我々はライフラインが寸断されるということを基本に考えていたら大きな間違いを思っただけで、それを考えると、やっぱり電気もしくは都市ガスで対応のエアコン設備がベターなのかなという点がございました。

だから、じっくりと検討しながら、先ほど議員もお示しのように、次の国からの指針等々出てきた場合に、また、その補助対象にも出てくるようなこともお聞きしてしますので、その辺は慎重に考えながら、今後、防災・減災のために頑張っていきたいと、かように思います。

以上です。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5 番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。私も9月議会でも、去年もエアコンについて一般質問させていただいたときに、箕面市の体育館が全て空調化されて、それがプロパンガスを使った72時間もつような形の仕組みをつくっておられます。近隣におきましても、泉佐野市とか、あと和泉市とかも、議案には出てきたみたいですが、そういう形で今の避難所におけるそういう電源とかというのは、プロパンガスが主流になってきておりますので、それを見据えた上で、今後そういう補助金も様々あると思いますので、そういうことを利用しつつ、今後の検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いての質問に移ります。最後の質問ですが、忠岡町のホームページについて質問させていただきます。

今日、スマートフォンやパソコンでインターネットを利用する方が8割を超えています。気軽にインターネットを利用できることにより、自治体の様々な情報についてホームページより取得する方も増えています。ホームページを充実させることは住民福祉の向上にもつながります。

今回、新型コロナウイルス感染症により様々な支援策や注意事項が町のホームページで発信され、住民が利用される回数が増えています。今年7月には忠岡町のLINEが開設、運用され、情報がさらに入手しやすくなっています。

しかし、ホームページから欲しい情報を探すため、担当部署のページを開くと、フォームがばらばらであったり、そこに情報があるのかどうかの判断も見えづらい点もあります。また、中には古い情報がそのまま載っており、更新されていないものもあり、過去に

何回か指摘したこともありました。ほかには、そもそも欲しい情報がどこにあるのか、探しにくい点もあります。

そこでお伺いします。現状、どのようにホームページを管理されているのか、教えていただきたいと思います。担当部局よりよろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

いつも皆様にはホームページ、あるいはLINEをご覧いただきまして、誠にありがとうございます。本町のホームページにつきましては、現在、コロナ以降なんですが、月平均10万以上のアクセスを頂いているところでございます。本町のホームページにつきましては、直接運用管理していることから、伝えたい情報を直ちに掲載できる点で、新着につきましてはLINE並みの速達性が担保されているところであります。引き続き最新の情報発信に心がけていきたいところです。

で、議員の申されました情報検索が大変しにくいという点でございますが、ホームページには実は検索欄というのを設けてございます。ここに関連用語を打ち込んでいただきますと、関連する情報をいち早く取得することができます。ただ、この検索の場所がちょっと見にくい、分かりにくいという点もございますので、改めてこの点、広報してまいりたいと考えてございます。

また、もう1点、既にリンク切れになっている情報等が多数見られるというお話でございまして、この点につきましては改めて各担当課に通知の上、一定改善を図ってまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

現在、各担当課で管理されており、いち早く情報をお届けするという意味では、その管理担当部署によると思うんですけども、情報発信が早くなったりするところもあります。

今後の管理についてもちょっとお伺いしたいんですけども、例えば本来であれば、ホームページの管理者を設置して運営していただきたいところではあります。で、各部署からのそれぞれの情報発信を行うのであれば、各部署において定期的に管理をする必要があると思います。技術的に厳しい部署があったり、人数的に少ないところがあれば、なかなかそういう更新の機会もできない可能性はありますが、そこはお互いが協力し合って管理するのも有効かと思います。今後のホームページの改善に向けて、定期的な管理を計画して

いただきたいのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

定期的な管理につきましては、一定実施はしておりますが、徹底のほう、なかなかなされておられませんので、その点、改めて各課に通知の上、実施していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

例えば、管理をしました、ホームページを見て管理をして、確認しましたという表ですね。そういった書類があつて、前回はいつにこういう情報を更新したとか、いつ情報を確認したというのを、それを書面化していただいたら、誰が見ても分かりやすい。また、管理がしやすいホームページとかになってくると思ひます。そういうこともぜひ検討していただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。杉原新町長が就任されて初めての一般質問となります。

まず最初は、忠岡町政の大きな課題であります本町のごみ焼却施設、クリーンセンターの整備運転管理の広域化について、お聞きいたします。

本町のクリーンセンターは、平成21年から10年間の整備運転管理の長期包括契約を今の受託者である住友重機械工業松和共同企業体にしてきました。その10年間の契約終了時、平成30年の7月です。前町政が臨時議会に提案してきたのは、またもや今後10年間、同様の長期包括契約をするというものでした。議会は、これ以上、単独処理は認められない、広域的な処理にすべきということで、反対多数で否決をいたしました。

そもそも忠岡町のクリーンセンターは、平成31年度には広域化されて廃止になっているはずでした。それは、平成20年6月議会で、10年間で大規模改修を含む35億7,000万円の長期包括契約が提案され、忠岡町は、10年の間にごみ処理を広域化する、そのための長期包括契約だという説明でした。国の補助金がもらえる条件が、人口5万人以上、面積400平方キロメートル以上ということで、本町では補助金が1円ももらえず、当時の忠岡町は新たな借金をする体力もなく、プロポーザル方式でより多くの事業者が参加してもらって競争原理も働いて、もっと安く済むという説明をしておりましたので、やむを得ず私たちも認めたわけです。

ところが、実際は運転管理をしていた企業が共同企業体をつくって参加した1社だけだということになり、競争原理は全く働きませんでした。10年後はもうないのに、また同じ10年間で31億円という長期包括契約を平成30年7月議会に出してきたので、議会は否決をしたのです。

議決を受け、忠岡町は広域化の協議を進める方針を明確にされました。そして、長期包括契約終了後の平成31年度はとりあえず1年間の随意契約をし、令和2年度からは4年間の包括的契約ということになりました。広域化といっても、ごみ処理を委託することから始まりますので、それでも最短でも4年間はかかるということで、4年の包括的契約ということです。

ところが、忠岡町が広域化に向けての話を再開することを表明してから2年がたちますが、広域化の話は進展が見られません。それは、前町長が、今後また10年単独でいくから、広域化の話は一たん凍結するというのを、和泉市・高石市・泉大津市の3市でつくる泉北環境施設事務組合に言ったため、話を再開するといっても、話がマイナスからのスタートになったからだ、このように聞いております。

そこで、お聞きをいたします。現在、広域処理、泉北環境にごみ処理を委託する話ほどこまで進んでおられるのでしょうか。担当部長よりお答えをいただきたいと思えます。

住民部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

住民部（村田 健次部長）

議員仰せのとおり、ごみ処理の広域化につきましては、平成30年7月臨時議会で引き続き10年間の忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業の議案が不採択となったことや、9月に台風21号による被害等々の影響により、一般廃棄物処理広域化検討協議会が中断となっております。

そして、平成31年4月から再度協議を再開し、再開後、令和2年3月までの間、4回の協議を行ってまいりました。協議を進める中で、泉北クリーンセンターも老朽化や台風

21号の影響もあって交付金を充て、令和4年、5年の2か年で基幹改良工事をするという方針が決定いたしました。そのような事情もあり、忠岡町のごみの受入れは早くとも令和6年になるという状況であります。

また、令和2年度におきましては、コロナ禍により会議の延期や、町長選挙のため協議会が中断している状況です。しかし、新町長が就任され、早速3市の市長を訪問し、就任挨拶を兼ねたごみ広域化をお願いをいたしましたところでございます。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

様々な条件が重なって、なかなか進んでいच्छゃらないというところであるけれども、新町長が精力的に、もう動いていच्छゃるということが分かりました。

私たちは、広域行政は住民自治が遠のくということから慎重に対応すべきと考えておりますが、本町のクリーンセンターについては広域で行ったほうがよいという結論に至りました。それは、本町の担当課にはごみ焼却の技術職員が1人もおらず、運転管理を委託している業者から言われる改修工事を、これまでずっと同じ1社のコンサルタント会社が見積りよりも少し少ない金額に減らして、必要な工事なのか適切な金額なのか分からないまま、忠岡町は議会には納得の得られない説明で町民の税金を投入してきたという経緯があります。

10年間の長期包括契約をするときに、このコンサルタント会社は10年間で30トン炉を2基造る大規模改修工事を含ま総事業費60億円を提案してきた会社であります。忠岡町単独では補助金もつかないのに、言われるままの改修工事をさせられるのなら、焼却炉1炉にして広域化すべきだと議論をし、今の20トン炉1炉になったわけであります。

忠岡町は技術職員を置くよう検討すると言っておりましたが、結局採用することはありませんでした。クリーンセンターの補修で、どれだけ忠岡町が損をさせられてきたかと思えますと、これはもう広域化すべきだということになるわけであります。

おととしの台風21号の被害や災害ごみの処理などで担当課は大変だったと思いますが、この2年近く、いろんな諸条件であまり進んでいच्छゃらないということでもあります。最短でも4年かかると、令和6年の4月以降ということですから、令和2年度に5年度までの4年間の包括契約、忠岡町は結びましたが、令和6年4月から広域に移らなければ、また今の共同企業体に随意契約で委託しなければならないという事態に、またなるのではないかという懸念があります。どうするか、今が正念場であるというふうに思います。

そこで、杉原町長にお尋ねいたします。町長は、議員のときには広域化を進める立場で包括的契約にも反対をされていらっしゃいました。泉北環境との話がマイナスからのスタートになっている中で、4年後の広域化に向けて、今後どのように取り組まれていかれるのか、お答えを頂きたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

答弁させていただきます。

今、是枝先生のほうから、やむを得ず我々は認めたという言葉がありましたので、ほっといたしました。その最初の10年の包括のときに、私は議員当時、それからずっとずっと、この問題に対しましては私はずっとノーを突きつけている1人でございまして、その当時に共産党さんもノーになるのかなと思ったところが、やはり住民のことを考えるとゴーサインを出さなくてはならないというような結論でゴーサインを出したというのは、私、記憶に残っております。

そのときを振り返りますと、10年たてばバラ色の人生が待っているというふうな言葉もあったような気がしますし、その10年間には紆余曲折で、前任者または職員の皆さんもいろいろ汗をかきながら動いていたんだと思います。その中において次にまた出されてきたのが、10年の包括、これではやはり別というような形になったということは、まあ当然のことだと思っているわけです。

今、質問のあったとおり、令和6年というのはどうもやむを得ないのかなというのは、当然の結果だし、我々もそれに対しまして、前回の議会でも議員皆さんが賛成と、イエスということになりましたので、それを踏まえながら、前へ進むにはどうしていったらいいのかという問題で、広域というのは何も箱物や、例えば箱物やいろいろな形でするものではないと。中には人材育成、また人事の人のやり取りでうまいこといけるのも広域連携の中の1つだという思いを持ちまして、今回、とりあえずはその辺で技術提携を結びたく、ただいま堺市さんとその辺は連携を密にしながら、この令和6年までの、我々急なクリーンセンターの問題に対しまして、減量作戦、または工事関係の問題、そういう問題を徐々にじゃなくて、しっかりと見据えて。恥ずかしいお話ですけれども、隣接の市町村はごみは減ってます。大阪府下の中でもごみの減っていないのは本町だけですから、その辺をしっかりとメスを入れながら、真剣にまた研究を重ねながら、議員の皆様にもるる説明しながら前へ進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

町長は令和6年度に向けてしっかりと進めていかれるという、そういう決意を頂いたということで、その検討をしていく、進めていくにも技術職がいてないということでの、技術職員というところの交流とかそういうのをしていくことも視野に入れていращやるといことであります。ぜひ次、また随意契約、長期包括というふうなことが繰り返されることのないように、町民の負担が大きくなる、負担増にならないようにぜひ広域化のほうを進めていただきたいというふうに思います。

次に、入札制度の改善についてお聞きしたいと思います。

本町の平成25年度から令和元年度までの7年間の入札結果を見てみますと、予定価格に近い高値での落札の傾向にあります。特に工事請負では、予定価格に対しての落札金額が95%を超えるものが目立ちました。ここに付箋貼っているのが結構高いものなんですけれども、中には99.6%という高値落札もありました。100%にほぼ近いという金額であります。落札率が95%を超えると談合の可能性も高いと言われています。

そのため、堺市以南の他の市や町では、不正や談合防止策として、最低制限価格の事前公表が行われていますが、本町だけが事前公表を実施しておりません。この制度を取り入れることを町に求めてきましたが、町はずっと拒み続けてきました。

そんなところ、そんな折、おとしの11月に本町議会の総務事業常任委員会が、和泉市に入札制度についての行政視察に行ってきました。もちろん最低制限価格の事前公表が行われており、指名競争入札の指名理由も、今回はAグループからと明確になっております。市への登録の事業者も、グループ分けもホームページで明らかにされております。弁護士やそして大学の研究者、警察OBなどの専門家による第三者機関の監視委員会も設置され、入札結果の点検も行われております。

入札は原則、一般競争入札であります。本町ではほとんど指名競争入札です。今年2月にクリーンセンターの4年間の包括的契約で、条件付き一般競争入札が行われましたが、応札は1社だけでありましたが、それ以外はほとんど指名競争入札であります。その指名競争入札の際の指名業者を指名する指名委員会も、本町では非公開で、内容も一切分かりません。入札結果に掲載されている指名理由についても、一般的過ぎて分かりません。

やっとな年の議会で、町から入札制度を改善してまいりたいという答弁がありました。しかし、1年以上経過するのに、入札制度がまだ変わっておりません。改善するというのは、最低制限価格の事前公表ではなかったのでしょうか。入札結果について検証する第三者機関の設置はしないのでしょうか。

公平・公正な入札、透明性を高めることが忠岡町には求められていますが、この1年

間、忠岡町はどのように取り組まれてきたのでしょうか。公室長よりまずはお答えを頂きたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

指名業者選定委員会の議事録の公開につきましては、今年の10月から既に公開をしているところでございます。入札制度につきましては、これまで予定価格や最低制限価格等の事前公表などについて、近隣市町の状況を調査し調査研究を行ってきたところでございます。

見直しが遅れている理由といたしましては、調査の中で最低制限価格を事前公表している団体は、くじ引きによる落札が増加しておりまして、本来あるべき自由競争の姿が損なわれるのではないかと懸念を含め検討していたことや、今年は新型コロナウイルスの感染拡大によりまして全庁的にコロナ対策に取り組んだこと、例えば給付金事務など増えたことや感染予防のため職員を2交代制としたこと、また町長、町議会議員選挙にふだんより担当課の事務量が増えたことなどが理由でございます。

今後につきましては、町長のマニフェストの中に役場改革がございしますが、担当課の業務量の見直しを行い、調査研究の体制を整えてまいりたいと考えております。また、どういった見直しを行うかにつきましては、新町長の指導のもと検討してまいりたいというふうに考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

調査はほぼ終わっていらっしゃるということで、あとは結論を得ていくというところの段階のようであります。

それでは、杉原町長にお尋ねをしたいと思います。町長は議員のときから本町の入札制度の改善をおっしゃっておられました。町長は本町の入札制度の問題をどのように改善されていかれるのか、お答えを頂きたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

いい質問過ぎて、答えがちょっと難しいこともあるんですけど、今私の考えている全てを述べたいと思います。

先ほど質問の中で出ましたように、和泉市の最低制限価格で一番悪いことは何かという問題。最低制限価格でガラガラポン、くじで決まると。一番悪いのは、公共工事の場合にはその最低制限価格で決まりながら、なおもうけがある。そこで、言葉は悪いんですけども、水屋さん、入札屋さんみたいな業者が現れましてね。それでうまいこと仕事を取ると。それを10%頂いて、そこから下請に振るというふうなことが、最低制限価格を決めたときに一番の問題。またそこから孫請に出す。孫請に出したらまたそこから10%がまた抜かれてというようなことが、技術の低下に導くんじゃないかというのが、今までこの忠岡町の職員が答えてきたお言葉だと、私は認識しています。

じゃなくて、それ以上の技術の卓越した業者をしっかりと選定すれば、最低制限価格を決めてもそれは問題がないんじゃないかと思ひ、まあ、やってみないと分かりませんからね。今までやったことがないんやから、しっかりとその辺を見据えながら選定委員会または入札制度で、その部分、選定委員会の中の業者の絞り方。

例えば、我々議員のときによく言われました。地元業者を一生懸命育成する。その業者は果たして建築業とか水道業とか、建屋に関する、また公共工事に関する業者だけを一生懸命育成するのは忠岡町の住民にとって本当に利益をもたらすかというのは、私はクエスチョンだと思うんですよ。

今、ご存じですか。何々屋さんをつくお店、何軒あると思います。分かりますか。全然、何々屋さんというのは少なくなったんですよ。例えば米屋さん、酒屋さん、うどん屋さん、すし屋さん、果物屋さん、八百屋さん、どれだけあります、忠岡町に。みんな大手に食われてるんですよ。その中で、それを職員の皆さんがその業者を助けたことありますか。皆さん、どこで物を買ってます。隣接の岸和田市や、また和泉市の大きなスーパーやアメリカから来た何じゃらというところもあります。そういうところでみんな買うてるんと違いますか。これは忠岡にとっては不利益ですよ。

そういうことで、忠岡の今まで職員の答えていたことは整合性に欠けます。だから、業者も選定もしっかりと見据えて、そして忠岡町の住民の利益になるような入札制度に変えていきたいと思ひますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

入札制度、最低制限価格の事前公表がいいということではないけれども、この高値の落

札、それも大きな工事ほど高値。200万とか300万とかの工事はそうでもないんですが、1億、2億というそういった工事の部分が大変高いということでもあります。

あまり言うのもなんですから、例えばこれですね。予定価格が2億5,882万6,000円の。2億ですよ。これの整備工事が何とはちょっと申し上げませんが、落札が2億5,600万円。98.9%なんですよ。ほぼほぼ、もう100%に近いような金額で落ちているということや、1億1,398万円の予定価格の整備工事が1億1,000万円なんです。これ99.63%なんです。大きな工事ほど落札が非常に金額が高い。高値安定というね。これも2億2,164万8,000円の工事、これが2億1,200万円。95.64%、大きな、億とつく工事ほどこういう95%以上ということの傾向があるということで、これもずっと7年間の全部、これは95%を超えているやつなんですけど、小さなものは95%を超えてもさほどというね。100万とか200万の工事やったら私も。こういう大きな工事ほど落札金額が高いということがあるという事実をどう改善していくのかということところは、やはり町長、新しい町長になりましたので、ここは改善していただけるということで、そういうご答弁でありましたので、ぜひ公平公正な入札で透明性を高める。そして、こういう高値ということは、税金がそれだけその落札業者のほうにいつてしまうということでもありますので、本当に競争原理を働かせて適切なね、80%とか85%ぐらいの入札ならまだ、落札なら分かりますけど、やはりちょっと10%以上も高いというのは、それだけ町民が本当に、町民の税金がそこにいつているわけですから、やはりちょっと考えなければいけないというふうに思います。

時間が、もう5分しかありませんので、ぜひ4年間で、4年間と言わず即取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に3点目ですね。3つ目の、年度の国民健康保険料の質問をさせていただきます。

来年度の大阪府の国保料の仮算定の標準保険料率が発表されました。それによりますと、保険料率は引下げとなりますが、本町の保険料の医療分は値上げになると聞きました。府下の各市町村に入っていた激変緩和措置が、来年度から入ってこなくなり、大阪府のほうに入ってしまう、府の標準保険料率の引下げに使われるそうです。

具体的には本町国保には、激変緩和措置として令和元年度には804万6,360円、本年度、令和2年度は1,546万1,085円が入っておりました。それが来年度はもう入らなくなり、大阪府全体の標準保険料率の引下げに使われると。安くなるのかといえは、忠岡町の保険料の医療分は今よりも高くなるという現象が起きるということでもあります。

本町の国保会計の昨年度の決算は2,000万円を超える黒字でした。今年度、2,000万円も国保基金に積み立てました。市町村国保のときは黒字だったら少なくとも国保料は据置きか引下げになりましたが、都道府県国保になると黒字でも保険料が値上げになるということでもあります。

時間がありませんので、1つ目の質問はちょっと割愛いたしますが、激変緩和措置が府全体に使われるからということで、その差ということで忠岡町は上がる部分もあるということであり、介護分と後期高齢者支援金分は下がるということでもありますから、40歳以下の方は全体に上がるということでもあります。

平成30年度から国保が都道府県化されてしまったので、広域化したら本町の高い保険料が安くなるという説明がされてきましたが、逆に毎年値上げをされてきました。それは、市町村国保のときには高い保険料を引下げのために市町村が一般会計から国保会計に繰り出しをしていたからなんです、都道府県化されたら、繰り出ししたら特別交付金を減らすという脅しやペナルティーを課せられているため、繰り出しできないと。国から投入されている金額が繰出金以下だったということでもあります。国は3,400億円をずっと入れてきてますけども、そういうことです。

所得200万円で40歳代の夫婦と子ども2人の4人家族という、よく言われるモデル世帯の年間の国保料が、令和2年度、本年度は42万5,391円。所得の2割を超える国保料という本当に耐え難い負担であります。高い国保料を引き下げてほしいというのは国保加入者の願いであります。

忠岡町は、国保料引下げのために積み立てている2,000万円の国保基金を取り崩して、国保料を引き下げるお考えはありませんでしょうか。

担当部長よりご答弁を頂きたいと思います。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ご質問につきまして、議員も仰せのとおり大阪府の国保運営方針におきまして、繰出金等や基金ですね、市町村が保有する財政調整基金の繰り出しにつきましては、収納不足の場合の国民健康保険事業費納付金への充当や府内共通基準を上回る保健事業等を実施することに活用するなど規定されており、保険料率を引下げ、保険料ですね、引下げを目的とする繰り出しは認めないと決められております。

本町の令和元年度から設けた基金につきましても、その方針に基づいて設置をしたものでございます。国民健康保険事業納付金の不足額への充当や保険者が行う保健事業その他緊急やむを得ない財政需要に充てるために設置されたものであるものでございます。そのことによりまして、仰せの基金を取り崩して保険料へということにつきましては、現状できない状況ということでございます。

国民健康保険の令和3年度の現在の仮算定の保険料につきましては、議員もおっしゃったとおりに、モデル世帯で介護保険まで含まれてくる保険料につきましては5,000円ほど下がる状況ではございますが、医療と支援金のみかかる世帯については6,000円程度上がるというような現状でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6 番（是枝 綾子議員）

2, 0 0 0 万円の基金があるのにもかかわらずそれを取り崩せないというのは、大阪府の国保運営方針に取り崩したら駄目だということが書かれてあるということと、そのような独自の引下げのことをすれば、インセンティブが、交付金が減らされるということがあからできないという、つまりそういうことだと思います。しかし、これはやっぱりこれだけ黒字になっているのに国保料が上がるということは耐え難い負担でありますので、これを忠岡町はそしたら崩せないのであれば、それをどのように大阪府に対して引下げのための努力を、忠岡町はどういう努力を大阪府に対して、じゃあ言っていらっしゃるのかということをお答えいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

規定の時間をオーバーしておりますので、答弁をもって終わります。

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

被保険者の負担軽減でございますね。そのためにはさらなる公費の追加を求めて国・府に要望はしてまいりたいと思っております。

また、広域化調整会議の中で市町村のご意見も吸い上げていただける部分がございますので、そこについては市町村も、皆さん保険料が上がることは住民負担になるということは、みんな思っておりますので、これ以上、高い保険料を引き上げないように努力はしてまいりたい、要望はしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。では、ただいまから通告書に従いまして質問させていただきます

す。

このさきの忠岡町長選におきまして杉原町長、新町長に就任されたわけですがけれども、特に維新ということもありまして、住民の皆さんの、忠岡が変わるんじゃないか、何かよくなるんじゃないかという期待も大きいところでもあります。

私もその期待をしている住民の1人としまして、期待を込めて先ほどですね、先般杉原町長宛てに、トップダウンで進めていただきたい事柄等々につきまして、要望書のほうを提出させていただきました。

中には従前から和田町長時代から要望していて、「新しい町長が決まってからですね」とペンディングになっていたものも含まれてるんですけども、そういった事柄も含めまして改めて要望を出させていただいたところです。

この要望の中身ですけども、概要は通告書に書いてるとおり大きく7点です。

①、これはもう住民の皆さんご存じのとおり駅前ですね。忠岡駅前地域の整備計画を推進するという事。

②、これはスケボー場の、スケボーをする子どもたち、その他ですね。競技場の立地計画整備を進めていただきたいということ。

③、大津川の河川敷の有効活用、整備を進めていただきたいということ。

④、臨海地域、新浜緑地公園の観光資源としての活用をどうにか進めてほしいということ。

⑤点目、これは教育分野ですけども、高度プロフェッショナルと言われるようなプロの方々子どもたちとの触れ合い、また町との連携を推進していただきたいということ。

⑥点目、乳幼児期の教育の重要性、特に脳科学等々に基づいて、この時期の重要性に基づいた教育施策をもっと拡充推進していただきたいということ。

そして⑦点目、杉原町長は議会人、元議会出身ですので、議会人としての知識・経験を踏まえて、我々一般議員の支援をしていただくための予算措置をどうにかしていただけないですかというところで要望を出させていただきました。

この大きく7点についてまずお聞きしたいんですけども、質問ですけども、まず1)番、町長の意思についてというところと、7)番、この7点の項目に従前から私、ずっと要望させてもらっていますペットの飼育世帯に対する取組、これを合わせて1つの質問ということで最初にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい。

11番（勝元由佳子議員）

まず、トップダウンでやっていただけるかどうかについて、その辺り、町長ご自身にお聞きしたいんですけども、この私が挙げさせていただいた7つの項目というのは、大きく地域の活性への取組と教育、それから大津川を含めての防災面ですね。プラス議会のサ

ポートと、大きく4分野に大別されます。こういった特に町の活性化という部分につながる取組につきましては、私のみならず多くの住民の方々の共通する願いだろうと思います。こうした7点の要望につきましては、まずは町長ご自身、これら7つプラス、ペットへの取組と合わせてやる気ですね。やっていきますとおっしゃっていただけるのか、ううんということなのか、そこら辺ご意思、お考えをちょっと簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

ただいま、いろいろ議員からの質問がありましたけども、ほぼほぼ、これは部長会等々でしっかりと話しさせていただいてますので、担当課の部長よりお答えさせていただきます。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

ちょっと結びで言おうかと思っていたんですけども、先ほど12月議会に入る前頃ですか、要望書を出させていただいた後、詳しく説明に上がらせていただきますと。多分これ、ざっと読んだだけでは具体的にどういう要望か分からないと思いますということで、アポを取ろうかと思ったんですけども、「もう既に担当部局に指示、出してます」というところで、検討するように指示は出ているということだったんですけども、この⑤番目ですね。高度プロフェッショナルとの連携推進のところ、私のほうは当然小・中学生の子どもさんたちを対象にということ考えていたんですけども、これは職員向けの話でしょうと、全然ちょっと違う受け取りされたりとかしていましたんでね。そこら辺はちょっと正しい内容で各担当部局のほうも受け止めていただけたら、また必要に応じて、分からなければ質問はしていただきたいと思います。

次ですね。2)番の進捗状況、それから次の3)4)5)ですね。①から⑥までの地域活性化、教育資源の活用、防災等々、これについてはちょっと一括でお聞きしていきたいと思います。

項目の①駅前、②スケボー場、③大津川河川敷、④新浜緑地公園、臨海地域の活性化というところですけども、特にこのスケボー場のことについては住民さんからの苦情もありましたし、周りの状況等も踏まえて、従前からお願いというか要望は上げさせていただいてました。これは結構、要望する住民の方、多いんですよ。教育的にもいいということもありまして、ご要望される住民さんも多いので、特にここら辺の進捗状況はお答えいただきたいんですけども、①から⑥まで、個別の案件ですけども、ちょっと一まとめというか、各部局のほうから進捗状況、今現在での取組、どういう状況になっているかと

か、お教えいただけたらと思います。

議長（北村 孝議員）

答弁の前に、ちょっと時間を止めて。質疑の時間、止めてください。

勝元議員、この質問ね、箇条書きでよく分かるんです。でも、見方によれば1つずつに3回の規定でいくと、かなりになりますので、私としてはトップダウンでの取組要望についてで、1つとしてこれを3回質疑とします。これ、1人ずつ3回やられると20何回となります。

11番（勝元由佳子議員）

いいですか。町長のトップダウンでの取組の大きい1)の質問ですよね。1)と7)を合わせた質問は、もう終わっています。終わってるんです。

次に、個別2)3)4)5)とか、個別にやっていたら時間が足りないので一括でさせていただきますということなんです。

議長（北村 孝議員）

一括でもらっても、3回として見ますので。1つずつ見ませんので。

11番（勝元由佳子議員）

そうです。3回で。分かっています。

議長（北村 孝議員）

その辺うまく使ってください。

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

産業まちづくり部に関係いたします、まず①、③、④につきまして、続いて答弁させていただきます。

まず、忠岡駅前地域の整備につきまして、これは本町、従前から都市計画として進めてございまして、現在の取組でございますけども、本町におけるまちづくりの指針となる都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画の策定作業を現在進めております。同時に策定されている第6次総合計画との整合を図りながら、持続可能な都市を目指してまちづくりの方針や誘導方策等を定めてまいります。

これらの計画は20年先を見通した大きな指針となるもので、今後はその指針に基づいた忠岡駅周辺のまちづくりなど、都市計画に係る基本構想を住民の意見を伺いながら進めてまいりたいと考えてございます。

③、大津川河川敷公園の整備活用につきまして、大津川河川公園の整備活用につきましては、大津川河川公園は都市計画で位置付けられた緑地として整備され、多くの住民にウォーキングやジョギング、ソフトボールやグラウンドゴルフなどの球技に利用いただいております。

河川内という性質上、これまで増水による被害を受けてまいりましたが、その都度

機能の回復に努めてきたところでございます。今後も浸水被害は想定をされるところですが、水に親しめる貴重な公園として維持管理を続けてまいりたいと考えています。

その整備につきましてですが、この河川公園だけに限ったわけではないんですが、忠岡町緑の基本計画等、公園に関わる計画を順次策定をしていきたいと考えております。その中で、大津川河川公園を含む町内の都市公園全体について、防災への対応も含めましてどのようなものにしていくのか、そうした計画を策定していく予定でございます。

④、新浜緑地公園の観光資源活用でございますけれども、新浜緑地は大阪府の所有で、本町が委託され管理をしております。外周部の遊歩道は大津川河口部から大阪湾に面しており、淡路島や明石海峡大橋が臨める展望台も設置をされております。この豊かな緑のある新浜緑地は、本町団体のスポーツイベントや忠岡マラソン会場としても利用されているところでございます。

観光への取組としましては、本年、初めてなんですけど、泉州の魅力発信を目的としたKIX泉州スマホでスタンプラリーというものが11月1日から実施をされております。これは泉州地域の各観光スポット、社寺仏閣などを回ってスタンプを集めればちょっと品物がもらえるといったようなものでございますけれども、実はこれは12月4日からちょっとコロナの関連で一たん中止になっておりますが、このようなスタンプポイントに指定をしておりますして、既に町外の方から100名以上の方が新浜緑地においでいただいているところでございます。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

私のほうからは、②、⑤、⑥につきまして答弁させていただきます。

まず、②でございますスケボー競技場の件でございますが、一部の小学生が道路などでスケートボードをしているということから、危険であるというご指摘のほうがあることは認識をしているところでございます。しかしながら、皆様ご承知のとおり、日本一小さい町である忠岡町において、まとまった土地の確保というのがなかなか困難であるということには言わざるを得ません。引き続き設置の必要性も含めて調査研究を行ってまいります。

続いて、⑤番でございます。これまでも国や府あるいは企業等からプロフェッショナルな専門家による出前授業等の周知依頼があった際には、各校に周知してきたところでございます。

専門家による出前授業を実施する際に、義務教育段階では児童・生徒に興味関心を持たせた上で心に響かせることが必要になります。近年では税務署の方を招いた租税教室や食品企業の方による食育、スポーツ選手を招いてのスポーツ教室、仕事に関しての出前授業

等々を、各校が公共機関や企業と連携し実施しております。現下のコロナ禍の状況によりまして、なかなか難しい面もございますが、今後も子どもたちにとって将来につながる実りある教育活動となるよう、引き続き国や府などと連携し教育施策に活用してまいります。

⑥番でございます。児童館におきましては、今年度から知的玩具を導入したところがございます。また、町立の幼稚園、保育所におきましては、園児一人一人が遊びに主体的に関われるよう、年齢や発達段階に応じて楽しめるパズルや積木などの知的玩具を用意しております。今後も知的玩具のみならず園児たちが興味を持ち、様々なものに触れ、自分自身で試行錯誤できるような機会をつくっていきたいと考えております。

あと、同じく幼稚園、保育所においては、ピアノやカスタネット、和太鼓など、楽器を演奏して様々、音に触れる機会を設けております。幼児期から楽器に触れることによりいろいろなメロディーに触れ、リズム感を養うことは豊かな情操を育むものと認識しております。このことは就学後の教育にも密接に関連していくものであることから、今後も引き続き園児たちの豊かな感性や想像性を育ていけるような教育を実践してまいりたいと考えております。

あと、保健センターにおきます妊娠届出時や各種講座などの際に、これから母親となる女性に対して、子育てに対するの注意点などを周知しているところでございます。今後は家庭での保護者が子育てについての第一義的責任を有するという考えのもとで、家庭内における子育ての大切さ、重要性についてさらなる周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

もうほとんどというか、大方していただいています。

駅前の部分については、マスタープランとか都市計画のほうに盛り込んでいただいているというのはもう従前からもお聞きしてますし、それは存じ上げているんですけども、こちらとしましてはやっぱり町長が代わりましたんで、町長の力強い「やります」という答えを聞きたいから今回ちょっと質問を取り上げさせていただいたんですけども、ちょっとそれは聞こえなかったもので、残念には思っています。

あと、教育面についても、今いろいろご説明いただいて、ご答弁いただいたとおり、もう既に取り組もしていただいています。私のほうからも従前にちょっとそういう知的玩具のほうですね、もうちょっと児童館のほうに入れてほしいという要望をさせていただいて、それにもすぐに対応していただきまして、今後も順次といいますか対応していただけるといこともお聞きしてますので、そこは期待していってますので、より充実させていっていただきたいと思えます。

特に、この7つ挙げさせてもらった中で特にお願いしたいというところが、やっぱり②番、④番の地域振興というかになってくるんです。スケボー場、スケートボードに関しましては、今教育部長さんのお答えにあったとおり、やっぱり地域、忠岡だけじゃなくて近隣も含めて、スケボーをやっている子どもたちというところで問題にはなってきた。

私自身も住民さんから苦情を受けたときに、ちょっと警察の絡むトラブルにちょっとなったんですね。そのときに警察の方のお話でも、やっぱり忠岡だけじゃなくて、泉大津とかを含めて、近隣で警察のほうもやっぱりちょっと対応に苦労しているというところも聞いてます。

そういう思春期の子どもというのは、やっぱり家と学校とかね、行き場所が限られてまして、居場所がなくて、スケボーをやったりとかそういうところに走る子もいたりもしますし、思春期の子どもたちに居場所を与えてあげる、何か打ち込めるものを与えてあげるというのも、私は教育行政の大事な役割だと思ってるんです。

ですので、もう既に熊取とか泉南のほうとかですね、堺を初めこの近隣でも、泉大津も一部あるというふうに聞いてますけども、スケボー場の整備というのはもう結構始まっているんですね。

以前に、担当部長の谷野部長のほうともこのお話をさせていただいたときに、ちょっと候補地、忠岡町内でどういう場所が考えられるかなというところで、例えば大津川とかというの場所の候補に上がってはいたんですけども、住民さんの中にはやっぱりスケボーをやるには距離、横幅の長い距離が必要なんです。

私、実はこの質問に先立って数日前に、忠岡町内のプロのスケートボーダーの方がいるんですよ。もうご存じやと思いますけど、何か日本のトップ8、上位8位に入ってる方やということで、そんなすごい方も忠岡にまたやっぱりいるんで、そういう方のお話、どういう立地条件というのですかね、いいかとか聞いたところ、「長さが欲しい」と。手すりのない、そういうアスレチック的なもの、段差とかそういうのも要るんですけども、やっぱり横に長い幅があったほうが、やっぱりそれがいいので、大津川の河川敷なんてすごい、特にいいんじゃないでしょうかということはおっしゃっておられたのでね。今後、狭い忠岡町で、立地条件、限られる中ですけども、臨海部であったりとか大津川の河川敷のあの辺ですね。あそこは鳳土木さん、大阪府とも関連して進めていかないといけないところですし、町長はまた維新ということもありますので、そこは大阪府とも連携していただいて、ぜひともそのスケボー場については進めていっていただけたらなあと思うんですけども、立地的にはどうでしょうかね。大津川という面を見たときに、可能性的にはゼロ、もうゼロですなのか、ちょっと検討の余地はあるのか、そこら辺、お聞きしたいんですけども。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

大津川河川公園の中は、一応河川の中ということで、中に設置できるものは河川法によって定められておりまして、ご承知のとおり、トイレにつきましても固定型は置けないんですね。ちょっとタイヤの付いた移動式ということでありまして、あと手洗いであったりとか川の流水を阻害しないものというふうに限られておりまして、そのスケボー場の、スケートボードが走るだけの例えば舗装であったりとか、そうしたものなら問題はないのかと思いますけども、ちょっとカーブというんですかね、競技場のような施設を造るとなると、ちょっと難しさがあるのかなというふうには考えておるところでございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、これで3回目になりますので。

11番（勝元由佳子議員）

はい、これで最後です。

一応、このスケボー場で、そのプロの方、親御さんも含めてお聞きしたら、もう既に熊取町のスケートボード場が結構、団体の認定している大会とかも開かれるような、ちゃんとしたところがあるので、そんな本格的なものはちょっと忠岡町には要らんのかなというところをおっしゃられてたんで、やっぱり地元の、今問題になっているスケボー少年たちが行けるようなところは、せめてちょっと考えていただけたら、その規模ぐらいは何か町のほうで考えていっていただけたらなと思ってます。

で、希望といいますかね、そのプロの方いわく、屋内型。今、既存の近隣とか地域であるスケートボードのできる場所というのは全部青空なんですよね。なので、屋根のあるとか、屋内型のそういうスケボーができる場所ができたら、忠岡ぐらいなので需要はもっと増えて、みんな来るでしょうねと、ぜひ欲しいということをおっしゃっていたので、ちょっと今後検討を進めていただく上での条件に、そこの屋内型というのも入れていただきたいと思います。

で、ほかの部分ですね。そのプロフェッショナルの部分、教育の部分につきましても、もう既に組み込まれてるということですけども、早いうちに子どもたちに、プロの人に関わる場を与えていただくというのは、早くのうちに職業を見つけて、その目標に向かって子どもたちが頑張るといい面もありますし、プロフェッショナルの意識に触れるということも、生きていく上でためになることも参考になることもあるので、ぜひとも町独自でも進めていっていただきたいと思います。

で、ここはもう、あとは要望になりますので、あと新浜緑地のほうにつきましても、佐野ですか、「恋人たちの聖地」とかいうデートスポットになったりしてます。忠岡町のほうも新浜緑地、非常にいい場所やなど、私も何回も行って分かっているというか思って

るんですけども、あまり手つかずというか、町とか府のほうの管理もあるでしょうけども、手つかずになってるんで、あそこはあまりお金かけなくても本当にいいデートスポット、観光地になるのになという思いがあるんです。周りの住民の方に聞いても同じように思っている方もおられたりするんでね。そこはあまりお金をかけずにできるのであれば、自治体間、忠岡町、府、連携していただいてやっていただきたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

先ほど答弁の中で申し上げました、今スタンプラリーを初めてちょっと採用というか、地域に紹介させていただいたんですが、この中でも、岸和田城に174名に対して、新浜緑地に106名の方がおいでになってると。だから、このようなイベントに使いながら、まずは存在を知っていただくということですね。あとは、現地に入っていただけたら、素晴らしい景観があるというのをご認識いただけたらと思いますので、本町の、例えばマラソン大会であったりとか、そうした道路に住民の皆さんも数多く参加をしていただいて、この地域の資源を認識をしていただきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（北村 孝議員）

はい。質問は。

11番（勝元由佳子議員）

もう終わりです。そうおっしゃっていただけてますし、私も要望を出したところで、これは今後また見ていって、必要があれば質問、進捗状況を確認させていただきたいと思えます。

⑦番の議会のほうの整備については、ちょっと後の町長の議会人としての知識・経験を生かしてというところの部分と併せて質問をさせていただこうかと思えます。

次の議会軽視、議員軽視の問題について、質問を移らせていただきます。

本町では役場側、執行部側による議会軽視、議員軽視とも受け取れるような対応が日々散見されるわけですけども、そういう行政職員による議会及び議員を軽視するような態度というのは、住民の代表として、住民から負託を受けた議員に対する侮辱であり、ひいては議会制民主主義をないがしろにするものでもあります。それは民主主義の根幹を揺るがすものでもあります。

私の場合、一般質問、これまでも通告を出して、答弁がかみ合わないということを再三申し上げさせていただいてるんですけども、この限られた30分の中で時間をですね、質問とちょっとずれた答弁で食いつぶされるということが何度もありました。不誠実であるというふうに感じております。

で、質問ですね、ちょっと時間がないので、まとめてさせていただきますけれども、あ

と議会に報告しますと、たしか昨年9月議会で私、不適切会計等々のおそれのある外郭団体ということで質問させていただきまして、「確認して分かり次第議会にお答えします」と言っていたいて、そのままです。やっとな、催促して6月議会で数だけ教えていただいたんですけども、具体的な内容とか、まだいまだにお答えいただけてなくて、ほったらかし状態なんです。

そういう放置される状態というのも常態化してると思いますし、さらに言えば「検討します」、今日の皆さん方の一般質問の中でも「調査研究等々してまいります」という答弁がありましたけども、そういったものも含めてやはり最低限度、質問者の議員に対して何をどう調査研究したのか、検討したのか、で、こうなりました、できました、できませんでしたとか、一定やっぱり議会、最低でも質問議員、さらには役場ホームページ上で住民宛てに進捗状況等を知らせるべきだと思っています。

そういった部分につきまして、議会内外、議会内問わず、やはり不誠実な答弁というんですかね、執行部側の不誠実、住民への説明責任を果たしていないと思われるような答弁等々が見受けられるんですけども、この点につきまして改善等、いかがお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議員ご質問の、全くかみ合わない答弁を繰り返し、不都合な事実を隠蔽しようとしているのではないかという疑念すら生じるとのご指摘でございますが、我々職員は議員の質問に対しまして誠意を持って答弁をさせていただいていると認識しております。

人それぞれ表現の仕方も違いますので、時には答弁において分かりづらいこともあるかと思いますが、全くかみ合わない答弁を繰り返しているという認識はなく、質問に対しましては誠意を持って対応させていただいていると考えております。

そのときに何もご指摘をなされなければ、我々職員もその答弁でご理解いただけたと判断してまいりますので、もし答弁が質問と違うようであれば、そのときに再度ご指摘いただければ答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、議員のご質問において、「議会に報告します」あるいは「検討します」と答弁した事案が、本町では放置されることが常態化しているというご指摘でございますが、検討後、予算化したもので、議員へお伝えしてないものもあつたり、事案によってはすぐに結論が出ず、数年もかかる事業となつたり、あるいは事業化できないといったものもございます。

議員の皆さんにはできる限り報告するよう努めてまいりたいと思いますが、中には失念

し報告を怠るものもあると思いますので、その際には議員からご指摘を頂ければ報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

指摘をしてほしいとおっしゃってるんですけどもね、指摘を受けるまでもなく誠実にやっぱりそちらのほうから答弁すべきものやと思います。前回の9月というと、私、通告書の中にちゃんと具体的に書いてましたしね。それを読めば普通に分かるはずなんですけれども、ずれていた。そして、質問の内容も確認に来ないと、答弁調整にも来ないということも重なってますので、それはちょっと違うんじゃないかということはここで述べさせていただきます。

ですので、今後は聞き直してくれという姿勢ではなくて、1 発目からちゃんと答えてくださいということは、ここで要望として申し上げさせていただきます。答弁は結構です。

あとちょっと、時間がもうありませんので、3) の個々の議員に対する対応についてはちょっと割愛させていただいて、また別の機会にさせていただきます。

で、4) 番目、杉原町長のこれまでの議会人としての知識・経験を生かした組織改革についてお聞きしたいんですが、議会人出身の杉原町長、これまでの議員生活、思うところを、どういうふうに町政改善に組織改革に生かそうと思っているか、お答えいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議会から見た町政と、今回町長になった理事者側とは全く真逆で、今、日々困っているところです。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

どういうふうに経験を活かそうと思っているか。活かそうと思っているポイントとか、そこら辺をちょっとお聞きしたくて質問してるんですが、町長は6期21年でしたか、の議員生活をということで、選挙のときの配布されたビラとかにも書かれてましたけれども、やはりその議員生活の中で役所側を見ていて、これが問題やなと思ってるところ、あったと思われます。そこを挙げていただいて、そこを、こういう点についてはこうしたいと思っているという、その辺のあたり、ちょっと1つか2つでもお答えいただけたらと思

うんですけども。

議長（北村 孝議員）

時間がもう少しですので、答弁で終わります。

町長。

町長（杉原 健士町長）

非常に難しい質問です。まだ、言っても2か月足らずというところです。今、何かお褒めの言葉か、けなされてるんか分からんような言葉で、6期21年もやってるって言うてるのは、褒められているのかけなされているのか分からないんですけれども、一生懸命やりますよ。ただ、その数字のことをぐちゃぐちゃ言われても分かりませんし、ただ、1期4年、真っすぐにします。勝元さんのように府でも一生懸命勉強もなさいます、立派な方が目の前に座っていますので、非常にプレッシャーがかかっています。頑張ります。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

15時15分から再開いたします。

（「午後3時02分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後3時15分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

日程第4 認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）を議題といたします。

本件は、去る9月9日開会の第3回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、三宅良矢委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

決算審査特別委員会委員長（三宅 良矢議員）

北村議長のお許しを頂きまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和2年9月9日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました令和元年度忠岡町一般会計、各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、9月28日から30日の3日間にわたり、前町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、前川和也副委員長、北村孝委員、是枝綾子委員、松井匡仁委員、勝元由佳子委員、私、三宅良矢が出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されております決算書のとおりであります。

財政課より令和元年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、令和元年度の一般会計決算規模は、歳入で66億8,194万円、歳出で66億5,737万8,000円となり、歳入については、地方交付税や町債などの減により、前年度と比べて2億3,293万5,000円、3.4%の減、歳出については、認定こども園整備補助金やスポーツセンター耐震化等整備工事などの減により、前年度と比べて1億8,191万5,000円、2.7%の減となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額は2,456万2,000円、実質収支は、1,998万7,000円の黒字となりました。

しかし、普通交付税や臨時財政対策債が大幅に減となったことにより、歳入不足となったため、9,000万円の財政調整基金を取り崩して収支調整を行っていることから、非常に厳しい決算となったとのことです。

歳入では、町税が前年度と比べ723万2,000円の増となり、府支出金がこどものための教育・保育給付費負担金や選挙委託金の増などで2,315万1,000円の増、寄附金がふるさと忠岡応援寄附金の増などにより5,488万8,000円の増となりましたが、地方交付税が4,643万3,000円の減、国庫支出金は保育所等整備交付金などの減により3,836万1,000円の減、町債は認定こども園整備事業債やスポーツセンター整備事業債などの減により3億4,656万5,000円の減となるなど、歳入全体では、前年度比2億3,293万5,000円の減となったとのことです。財源構成におきましては、自主財源比率は前年に比べ若干の伸びを見せるものの、依然として依存財源の割合が半数以上を占める状態となっております。

一方、歳出では、義務的経費において、人件費が3,704万9,000円の増、扶助費が認定こども園施設型給付費などの増により7,107万2,000円の増、公債費が忠岡小学校空調等整備事業などの元金償還発生により4,308万4,000円の増となるなど、経費全体では1億5,120万5,000円の増となりました。

投資的経費はスポーツセンター耐震化等整備工事や認定こども園整備事業費補助金などの減により4億8,872万6,000円の減となりました。

その他経費では補助費等で、プレミアム付商品券事業やふるさと忠岡応援寄附金謝礼の増などにより6,312万円の増、積立金はふるさと忠岡応援寄附金に係る各基金積立金の増により8,218万6,000円の増になりました。

歳出全体では、1億8,191万5,000円の減となったとのことです。

また、多額の財源不足を財政調整基金の取り崩しにより補填せざるを得ない状況になっていることから、なお一層の財政健全化に努めなければならない厳しい財政状況に変わりはないということでありました。

本町の令和元年度の経常収支比率は108.4%で、前年度(103.9%)より4.5ポイント悪化しました。現状では社会経済や行政需要の変化に柔軟に対応することが難しい状態が依然として続いていることとなっています。

令和元年度の経常収支比率が悪化した要因は、分母となる経常一般財源等収入において地方交付税等が大幅な減となったこと、分子となる経常経費充当一般財源において公債費や扶助費が増となったことによるものであります。

経常収支比率の推移については、本町は平成10年度以降、18年連続で100%を超えており、大阪府内町村及び市町村の平均を大きく上回っております。財政の弾力性は依然として硬直した状態を示しております。

経常経費充当一般財源については、平成22年度から徐々に増加し、平成27年度を頂点に徐々に減少していましたが、令和元年度は、主に扶助費や公債費の増により増加したとのことでした。

続いて一般会計基金残高の状況ですが、財政調整基金は4億493万4,000円、公共施設整備基金を初めとした特定目的基金は3億4,479万8,000円となっており、合計7億4,973万2,000円であり、前年比約1億5,000万円の増加となっております。

近年は、ふるさと忠岡応援寄附金の増収が大きく影響し、基金残高についても徐々に増となっております。なお、森林環境譲与税基金については、令和元年度から新設されたもので、国から譲与される国税で用途について、里山や自然環境の整備などに特定されている基金です。

次に、地方債現在高の状況ですが、令和元年度末の地方債現在高は74億2,793万円で、前年度より3億6,801万6,000円の減となっております。

続いて健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4指標等につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は10.9%、将来負担比率は60.6%、公営企業における資金不足比率はなしとなっております。全ての比率において早期健全化基準を超えておりません。

今後も引き続き、各指標における判断比率が悪化することのないよう、また持続可能な行政経営を目指してまいるとのことです。

なお、将来負担比率については地方債の返済を着実に実行しているため、数値は年々改善しており、基準内に収まっている状況です。公営企業における資金不足比率については下水道特別会計において、基準内に収まっているとのことです。

続きまして、今後の財政収支見通しにつきまして説明いたします。

まず、実質収支額の推移でございます。令和元年度は財政調整基金を取り崩して収支調整し、1,998万7,000円の黒字を何とか確保したところでございます。しかし、令和2年度の決算見込みについては、町税において前年度10月に法人税割の税率が改正された影響や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う徴収猶予の影響を受け、減少する見込みとしていることや、普通建設事業における町一般財源負担が多額であると見込まれることから、令和2年度についても、財政調整基金を約3,000万円程度取り崩して収支調整する想定としています。ただし、普通建設事業における町一般財源負担の財源として、大阪府市町村施設整備資金貸付金などが確保できた場合は、財政調整基金を取り崩さずに、実質収支の黒字を確保できると想定しております。

令和3年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、個人町民税や法人町民税が減少する見込みであることや、東忠岡地区の認定こども園整備事業が着工されることなどにより、必ずしも直ちに財政状況が好転するとはいえず、次年度以降も続くと想定しています。しかし、令和5年度で町民いこいの広場整備事業債の償還が完了することにより、令和6年度以降、収支が緩やかに改善していくと現時点では見込んでいます。

次に、経常収支比率については、町税を初めとした経常一般財源等収入の増加が見込みにくいことから、当面の間は、100%を超える高水準で推移すると見込んでいます。

ただし、全体として健全化判断比率の4指標については、緩やかではありますが改善していく見込みとなっております。

地方債現在高については、東忠岡認定こども園整備事業など想定される建設事業の新発債も織り込んだうえで、その影響を受けても、徐々に地方債現在高は減っていく見込みとなっております。加えまして、財政調整基金残高につきましては、ふるさと忠岡応援寄附金を一定見込んでいることから、徐々に増えていく見込みとしていることです。

続きまして、討論で各委員から出されました意見と要望であります。委員を代表して私が各委員の意見書を読み上げさせていただきます。

まず、松井匡仁委員の意見書です。

無所属なだ会、松井です。

令和元年度忠岡町一般会計、特別会計につきまして意見を申し上げます。

本年度は、基金を取り崩して収支調整を行う決算となりましたが、歳入においては住民税や固定資産税など自主財源が増えたことについては大変喜ばしいことと考えます。

しかし、普通交付税の大幅な減額による経常収支比率の悪化など、懸念材料も残る決算となりました。

今後は、経常一般財源等収入を増やす努力を行っていただくことを期待し、令和元年度決算を認定いたします。

続きまして、勝元由佳子委員の意見書です。

改革忠岡の勝元より、令和元年度歳入歳出決算について、意見を申し上げます。

本町の令和元年度の財政状況及び今後の見通し等については、決算資料のとおりですので省略することとしまして、令和元年度は、町制施行80周年に当たる年でもあり、記念事業等も実施されました。その記念事業の支出内容も含め、個々の歳入・歳出に係る問題点、疑問点などについては、審議の中で指摘させていただいたとおりですが、令和元年度の決算内容全般について、削減できる税金の無駄遣い、特に発注・契約や、その活動効果や存在意義の不明な町内外郭団体への無駄については、特に指摘させていただいたとおりです。

また、財産管理、特に郵券類の管理については、過去の議会においても指摘させていただいたところであり、指摘後、改善が図られているのかと思いきや、また再びずさんな管理状態にいつ戻ってもおかしくない状況のままであることも、今回の質疑の中で明らかとなりました。

加えて、徴収すべき行政財産の使用料についても、これも従前から問題点については指摘してきているにもかかわらず、全く法的根拠もないまま、あえて徴収しない姿勢を貫くなど、公務員、地方自治体に課せられた「最小の経費で最大の効果を上げる」という使命を全く無視したものであるというふうに、住民として憤りを覚えました。1円単位のシビアな公金管理のできない職員が、どうして税金の無駄遣いを削れることができるのでしょうか。できません。

忠岡町は、常に「財政難」を理由に、必要な住民サービスも切り詰めており、忠岡町に住んでいる住民が「忠岡町に住んで、忠岡町に税金を納めて良かった」と、その恩恵を実感できない状況にあります。

令和元年度決算においては、寂れた忠岡町の活性化のための産業振興予算が実質、1,000万円レベルであるのに対して、KIX泉州ツーリズムビューローへの負担金に約500万円も支出するなど、今後はインバウンド減の中、削減対象とすべき予算も見えてきたように思います。

また、教育予算を見てみると、そのほとんどが、人件費や施設管理、また関係団体等々への負担金など、教育行政の維持管理の部分に8割ほどが割かれ、実質的な子どもたちへの教育事業に係る経費はせいぜい2割から3割程度でした。

一方、ごみ行政においては、従前から指摘しているとおおり、町内ごみ収集業者への委託料に巨額の公費が投じられ、またごみ行政以外の面でも投じられている面もあり、削減できるのにいつまでもドンブリ勘定的な税金の無駄遣いを継続しており、住民の不満も募る一方です。

このように、挙げれば切りがありませんが、忠岡町の令和元年度決算については、住民目線に立った、住民のための行財政運営がなされているとは到底言い難い内容であると感じました、再度、本町職員は、地方自治の本旨及び公務員が何たるかをいま一度、認識し直すとともに、再度、「最小の経費で最大の効果を上げる」という、最低限かつ根本的な大原則、公務員の使命を頭にたたき込んでいただきたいと思います。

よって、令和元年度決算については、反対いたします。

続きまして是枝綾子委員の意見書です。

令和元年度決算委員会の日本共産党議員団の意見を申し上げます。

昨年10月からの消費税8%から10%への増税があり、消費の落ち込み、消費不況の中、今年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の休業による収入減、労働者の休業などに続き、3月の学校一斉休業と、大きな混乱があった元年度の決算であります。

新型コロナウイルス感染症の影響、行政に求められる対策という点からも、見る必要があります。戦後、経験したことのないパンデミックとなり、経済ではリーマンショックを超える大きな打撃と言われています。

本町の決算を見ますと、普通交付税や交付税の代替である臨時財政対策債の減などにより歳入不足となり、9,000万円の財政調整基金を取り崩し、1,998万7,000円の黒字となりました。

新しい施策として、まず、幼稚園・保育所・こども園の3歳児以上の給食の無償化がされ、保護者の負担の軽減が図られました。

子どもの読書推進として、ブックスタート事業をセカンド、サードと拡充されました。

スポーツセンターについて、指定管理ではありますが、温水プールも再開され、開館時間も延長され、休館日も週1日に減らし、町民のニーズに応えられました。

上下水道料金の基本料金について、ひとり暮らし高齢者などへの福祉減免制度を継続されました。

就学援助制度については、生活保護基準が引き下げられても影響が出ないように対応され、入学準備金も増額されました。予算の執行はされませんでした。学校の少人数学級の取組となる当初予算が組まれておりました。

大阪北部地震を受けての、民間ブロック塀の撤去費用の補助金も出されています。

継続事業としては、あすなろ未来塾、こども食堂、中小企業の融資の利子補給制度、子ども安全パトロールなどが取り組まれております。

財政が厳しい中、住民の暮らし、子育て支援、防災など取り組まれております。

しかし、問題点もあります。

まず、クリーンセンターの整備・運転管理については、包括ではなく、広域化をしていくため修繕・工事費と運転管理は、別々に入札・発注されること。

2点目、衛生費のごみ収集・運搬などの委託料については、財政面を考え、見直しをされること。

3点目、入札制度の改善、特に最低制限価格の事前公表については、早急にされること。

4点目、耐え難い負担となっている国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は引き下げられること。

5点目、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害拡大となる個人番号マイナンバーは広げないことであります。

特に子ども医療費助成は高校卒業まで拡充されること。

国保料は黒字決算であり、基金で約2,000万円積み立てられてきています。引下げをされること。

クリーンセンターの広域化を促進されること。

不要不急な工事をやめ、新たな起債は発行されないこと。

防災の避難所の確保をされること。

コロナ対策として、町独自に医療・福祉職員のPCR検査を実施されること。

文化会館や福祉センターなど、休館日を週1日に戻されること。

子どもの貧困対策に取り組まれること。

学校教育へのパソコン導入と維持管理費は、国の政策であり、慎重に対応されること。

福祉バスは、土曜日の運行と反対回りという増便もされること。

西区ふれあい公園の土地を買い戻す方針であることも、再度、確認されました。

また、総括質疑でも申し上げましたが、SNSなどで流されている「40代以上の本町職員は全員無試験で縁故採用だ」ということについて、本当なのか、町に事実確認をいたしましたところ、公務員試験と同等水準の採用試験を行っているとのことでありました。

4期16年間、岸和田市との合併をしないという住民投票の結果を受け、誕生した和田町政であります。住民本位の町政を行ってこられました。自らの町長報酬カット、退職手当を受け取らないなど、職員も住民も協力し、行財政改革に取り組んでこられました。

私たちは、住民本位の町政が今後行われるよう引き続き努力してまいりたいと思いません。

以上、申し上げて、本決算について認定いたします。

続きまして北村孝委員の意見書です。

令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計について公明党の意見を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入で66億8,194万円、歳出で66億5,737万8,000円で、形式収支は2,456万2,000円、実質収支は1,998万7,000円の黒字となっているとの説明があったが、普通交付税等の減により歳入不足となり、財政調整基金を取り崩し収支調整を行っていることから、非常に厳しい決算となりましたとの説明がありました。

新型コロナウイルスが拡大し、経済的に戦後最大の落ち込みと言われる、まさに国難のときである。本町も7人の感染者を出し、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い回復を願います。また、行政におかれましては、感染予防を様々な角度から施策を講じられ取り組んできたところであり、引き続きお願いいたします。

決算の中身については厳しい財政状況ではあるものの、提案、推進してきた施策が実行されていて、質疑で明らかになった新型コロナウイルス感染症のPCR検査を町内でできるよう体制づくりを保健所と医師会とで協議中であるとのことで、住民の健康を守る立場からよろしくお願いいたします。

また、近年、電子マネーが多くの国民、住民に利用されるようになり、本町においても来年度から国民健康保険を手始めにスマホ決済されるとのことであり、引き続き拡大していただけるよう要望するとともに、住民の福祉向上に鋭意努力されることを願い、本決算を認定いたします。

次に、前川和也副委員長の意見書です。

申し上げます。去年は平成から令和へと時代が変わりました。

その元年度となる決算でございますが、新しい時代への希望も込めての、意見表明をさせていただきます。

令和元年度一般会計決算におきましては、歳入66億8,194万462円、歳出66億5,737万8,221円で、差引額は2,456万2,241円でありました。

実質単年度収支は約2,467万円と30年度に比べ、大きく減少してしまい、9,000万円を財政調整基金から取り崩しての収支調整も行っていることから、厳しい決算となりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は108.4%であり、30年度と比較し4.5ポイントの悪化、昨年から引き続き18年連続で100%を超えた結果となり、この先の見通しでも100%越えが続くことは憂慮すべき事態であります。

令和元年度は地方交付税の大幅減による影響を受けたものですが、今後もこのような交付額が予想される中、時代の変化に合わせた住民サービスを的確に行っていくためにも、引き続きの行財政改革、広域連携の推進を断行し、持続可能なまちづくりを行っていか

ければなりません。

個別の政策について触れますと、歳入関係では、徴収体制の強化による徴収率の向上や、ポータルサイトの活用によるふるさと応援寄附金の着実な伸びが今年も見られ、引き続きの取組を進めていただきたいと思います。

歳出関係については、忠岡地区での公私連携によるこども園の開園、スポーツセンターの指定管理者制度による運営など、民間の活力導入において評価のできるどころがあり、消防の指令システムの広域化に向けて動き出したことも、財政とサービス向上の両面において、同じく評価をしたいと思います。

教育、子育て支援の充実に向けては、あすなろ未来塾、英語教育関連、読書活動推進事業など多くが継続され、効果の見られるものも多々ございました。引き続き、忠岡の未来を担う子供達へ向けた教育施策について、計画的な取組みを進めていただきますようお願いをいたします。

町財政全体を見渡し、健全化判断比率4指標を見ますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率は基準内であり、実質公債費比率、将来負担比率は改善されていることは評価に値するものですが、こども園の大規模整備事業を控え、そして多発する自然災害や、本年の新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、この先、予想外の財政出動にも備えなければなりません。

基金の積み立てに際しても、ふるさと応援寄附金の毎年の増、そして財政当局の努力のおかげもあり、令和元年度でも着実に積み立てられておりますが、社会情勢を適切に見極め、取り崩すタイミングや額についてはこれからも議会との相談を密にしていきたいと思いますと思っております。

最後に、少子高齢化社会を見据え、財政上の観点からだけではなく、小さな町単独では得ることのできないようなスケールメリットを生かした事業の実現に向けて、様々な行政分野において、より一層の広域連携の推進にも尽力していただくように、ただし他市に飲み込まれて一方的に不利益だけを被るといような形には決してならないようお願いをいたしまして、呈祥会では令和元年度の決算を「認定」といたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、一括採決いたしましたところ、賛成多数により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に、今回の審査にあたっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。任期4年16年を務め上げられた和田前町長の町政運営について、これにて一旦の区切りを迎えたこととなります。

ただし、従前として厳しい財政運営が今後も続く中であります。その財政状況や経済の

見通しが厳しい中におきまして、果敢にも町長に立候補され当選された杉原新町長、教育長及び理事者におかれましては、指摘事項等を十二分に踏まえ、今年度の予算執行、次年度以降の予算編成に向け反映いたしますよう願います。それには、本町財政の効率的運用を図りながら、財政健全化に向けてより一層取組を強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注され、選挙における公約を踏まえて着実に実行し、住民の期待に応えていただけますよう、これら併せて強く要望いたし、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和2年12月10日

決算審査特別委員会委員長 三宅 良矢

以上です。

議長（北村 孝議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより日程第4 認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

委員長報告どおり認定することに決定してご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ありの声がありますので、起立により採決いたします。

認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会委員長報告どおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。よって、本件は決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第62号 忠岡町副町長の選任についてを、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第62号 忠岡町副町長の選任について、ご説明申し上げます。

現在欠員となっている本町副町長について、令和3年1月1日付で井上智宏氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、どうぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を付託してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第62号 忠岡町副町長の選任についてを、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

ここで、任命同意された井上智宏さんより挨拶をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。

それでは、井上智宏さんの議場への登壇を許可いたします。

（井上智宏氏：入場）

井上智弘氏

ただいま副町長選任のご同意を賜りました井上でございます。議長よりお許しを頂きましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

もとより微力ではございますが、大阪府で培った経験や知識を生かしながら、杉原町長の補佐役として、誠心誠意力を尽くしてまいる所存でございます。皆様方におかれましては何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、以上をもちまして副町長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

（井上智宏氏：退場）

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員 亙瑠璃子氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第7 議案第64号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第64号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員 吉田幸代氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第64号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員 正木啓史氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第66号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第66号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員 新田哲也氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第66号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第10 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本件は、「忠岡町総合福祉センター」及び「東忠岡老人いこいの家」の管理運営について、令和3年4月1日から向こう5年間、株式会社ビケンテクノを当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議案第68号 忠岡町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第68号 忠岡町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国及び大阪府の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して、当該利子補給制度の終了後に町が実施する利子補給事業の財源に充てるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第68号 忠岡町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第12 議案第69号 忠岡町諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第69号 忠岡町諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、租税特別措置法及び地方税法の改正により、「特例基準割合」の割合自体の引下げ及び名称の改正がされたこと並びに還付加算金及び延滞金について年0.1%の最低限の割合を定める規定が追加されたことに伴い、関係条例を一括して改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第69号 忠岡町諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第13 議案第70号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第70号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府の福祉医療費助成制度において、精神病床への入院に係る医療費を助成の対象にするとともに、重度障害者医療費助成制度における住所地特例の取扱いが国民健康保険法に準拠したものに改正されることに伴い、関係条例を一括して改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第70号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第14 議案第71号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第71号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正により、急速充電設備の全出力の上限が拡大されたこと並びに急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第71号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第15 議案第72号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について

を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第72号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,644万9,000円で、これを追加することにより、予算総額は96億4,185万2,000円となります。

主な内容につきましては、各費目で計上している人件費において、職員等の給与改定実施等に伴う調整額の計上、また、衛生費において、インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業関連経費の計上、教育費において、忠岡小学校屋外トイレ改修工事関連経費の計上、GIGAスクール構想に伴う緊急事態宣言時の家庭学習関連経費の計上などです。

次に、継続費の補正につきましては、（仮称）東忠岡地区認定こども園整備事業について、期間は令和2年度から令和5年度まで、総額14億円を追加するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、東忠岡保育所給食調理業務委託について、期間は令和2年度から令和5年度まで、限度額を5,702万4,000円追加、社会福祉施設指定管理運営業務委託（総合福祉センター・東忠岡老人いこいの家）について、期間は令和2年度から令和7年度まで、限度額を8,728万6,000円追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

35ページの（仮称）東忠岡地区認定こども園整備事業14億円の継続費補正についてお尋ねします。この14億円の整備事業費の内訳について、まずお聞きします。

基本設計の段階では、東忠岡地区認定こども園の事業費というんですか、建設費は約7

億円余りというお話でした。今年度、実施計画がつくられまして、具体的に金額が出てきました。今回の議案では継続費、総額14億円が提案されております。令和3年度に3億1,000万円、令和4年度に8億2,000万円、令和5年度に2億7,000万円、合計で14億円ということになっております。

これは、7億円から14億円になったという中身については、都市再生整備計画としての、その中の都市構造再編集中支援事業として、その交付金申請をすると、対象となるものに対しての2分の1の国土交通省からの補助金があるからということで、それを受けるということで町民の負担が少しでも減るというところで、それには公園整備というのを隣接して事業費に入れたということで、このようになったと聞いております。基本設計のときには新しい、できるこども園は2階建てでありましたが、実施設計では子どもの安全面を考慮するなどの点から平家建てになり、建設費が9億円ということになったというふうに聞いております。

まず、この14億円の、その事業費の内訳についてご説明ください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

ご質問の継続費の内訳でございます。

まず、令和2年度につきましては入札工事のみでございますので、ゼロ円となっております。

令和3年度につきましては、幼稚園部の仮設園舎建設費、既設幼稚園の解体、こども園整備費で3億円、工事管理費で1,000万円の合計3億1,000万円を計上しております。

令和4年度につきましては、こども園整備費、既設保育所の解体で7億6,500万円、備品購入で4,500万円、工事管理費で1,000万円の合計8億2,000万円を計上しております。

令和5年度は、外構工事費、子育て支援センター整備費で2億5,500万円、備品購入で500万円、工事管理費で1,000万円の合計2億7,000万円を、それぞれ計上しております。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

まず、幼稚園、保育所の解体や新しい園舎を建てる、そして認定こども園や子育て支援センターを必ず必置ということでありますので、それということや、公園の最終的な外構の整備費というところが順次出てくるということであります。

14億円ということですので、かなり気になるところは、事業費が大きいですから今後

の町民の負担がどうなっていくのだろうか、忠岡町の財政は大丈夫なんだろうかというところの、そのところが気になるところでありますが、14億円の事業のうち国などの補助金というのが幾らあるのだろうか、そして幾らの借金をするのだろうか、借金で建てないとできませんので起債はどのぐらいして、そして幾ら、頭金として一般財源からどのぐらい出すのかという財源の内訳についてをご説明ください。

その際に、その起債ですね。今後、起債の返済の計画というのはどのようになっているのかということ、年3,000万円ずつの返済というふうに、30年間、元利償還というふうに聞いておりますけれども、これが財政に与える影響というものはどのようになるのか。気になるところは、やはり財政が厳しい中で3,000万円の返済ということについて、町民の、まあ言ったら住民サービスの低下やそういった負担増とかということにならないであろうかということも含めて、本町の財政に与える影響についても併せてお聞かせください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

財源につきましては、国庫補助金を6億3,000万円、地方債を6億4,800万円、残り一般財源が1億2,200万円と見込んでおります。

なお、今議員からもお示しがございましたが、公債費の償還としまして、年間約3,000万円を見込んでおり、30年間の償還を見込んでおります。その辺りにつきましては財政当局とも調整しております、町の財政への負担という部分については一定見込んでいるということで財政のほうからも聞いておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

一般財源の1億2,200万円については、基金ですね、福祉の関係に使われる目的基金のところから、そういうふうにお聞きをしております。あと、年間3,000万円ずつの元利償還の返済については公適債を起債するというので、交付税措置というものでか。基準財政需要額にも2分の1、50%見込まれるであろうということでもありますので、若干の、わずかですが、何らかの措置は交付税としてあるだろうということだと思います。町民のほうに対しての負担増とか、そういったことにはならないように、財政とも相談をして話をしているということでもありますので、今後、要望もたくさん増えてくると思いますが、そういったことにも、このことがあるから要望を聞けないとか、そういったことではなく、対応もしていただきたいというふうに思います。

その中で、一番国の補助金ですね。これから申請をきちんとされて、そして交付決定さ

れるまで、忠岡町の予定では今、6億3,000万円というふうに見込んでおられますけれども、万一これが補助金が予定よりも大幅に少なく、もし万一なった場合というところの町の対応についてというところも併せてお聞かせいただきたいと思いますが、一般財源としての町民の負担が増えていくということになりますので、補助金が少なくなったら。そしたら、その場合、計画の内容の見直しも含めて検討し直しということも、そういうお考えはございますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

是枝議員、最後の質問になりますので。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

国庫のほうを頂ける、採択していただけるということを前提に財源構成をしておりますので、万が一この国費の採択ができなければ見直しも考えているところでございます。こども園の建設につきましては、中長期的な視点に立ち財政負担を見込んでおりますので、大規模な災害などがなければ必要な住民サービスが受けられなくなるということは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの是枝議員と引き続き、関連質疑になるんですけども、今回こういう形で令和2年度から令和5年度まで、継続費ということで東忠岡地区認定こども園の整備事業が行われるわけなんですけども、実際に工事を始めるに当たっての、まずスケジュールを教えてくださいのと、あと下の、忠岡地区の認定こども園を造る際に、子どもたちが遊ぶ園庭の確保がなかなかされなかったということもありますので、その園庭の確保について、そのまず2点をお伺いいたします。よろしく願いします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まず、工事のスケジュールでございます。令和3年5月から幼稚園の仮設園舎の新設をまず行い、その後、既存の幼稚園の解体工事を令和3年9月頃から行う予定にしております。恐らく令和3年の年末ぐらいから新しいこども園の園舎を、新設に入れるかなということで予定しております。その後、約1年ですね。令和4年の9月頃に新園舎が完成する見込みとなっております。

その後、次はまず仮設園舎の解体、その後、既設の保育所の解体を、2回の解体工事を令和4年の年末までの予定を考えております。その後、外構並びに子育て支援センターといった形で整備を行い、全体の完成については令和5年の夏頃を目指しております。

あと、園庭の確保につきましては、まず今現在、東忠岡小学校の中にごございました第2体育館のほうを解体しまして、現在更地となっております。そこの部分について、このこども園が完成するまでは幼稚園並びに保育所の園児の園庭としたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

スケジュール及び園庭の確保については分かりました。その園庭なんですけども、今回こういう形で保育所、幼稚園の園庭がなくなって、小学校の園庭まで移動するということですので、まず安全対策としまして、園庭で遊ぶ児童たちが、幼児たちがいらっしゃいますと、そこまで歩いていかないといけない、連れていかないといけないということで、恐らく外の道を一たん出てから小学校の門に入って、そこから園庭のほうに向かうという形をとられると思うんですけども、まず、その安全確保ですね。

そういうのが1点と、あともう1点、工事中ですね。やっぱり工事中、いろんな車両が行き来しますので、あと小学校が隣接しておりますので、小学校の登下校時の安全確保と、あと並びに幼稚園、保育所の、そこに迎えに行く保護者の方たちの安全確保についてどのようなお考えをしているか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

安全確保につきましては、我々としては何をやるについても一番大切な部分かなというふうに認識しておるところでございますので、工事に当たっては、まずはそこを一番重要と考えております。ですので、当然安全員、ガードマンですね、そういったものをきっちり配置して、工事車両の出入りも多くなりますので、その辺りも含めまして子どもたち

並びに保護者の安全確保については最大限配慮してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。二家本君。

5番（二家本英生議員）

じゃ、安全対策は当然きちんとしていただけるということで、よろしくお願ひします。

あと1点なんですけども、工事が入るということで、隣が小学校で、あと保育園、幼稚園、お子さんもいらっしゃいます。特に工事中、結構な騒音が鳴ると思いますので、小学校の授業とか、多分きっちり対策はされると思うんですけども、特に保育園の小さい子どもたちが午睡の時間があると思うんですけども、その時間帯、あと小学校の子どもたちが登下校する時間帯というのを、そういう一番危険なときと、あと子どもたちがゆっくりしているときの対策というのはいかがお考えでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほど言われた午睡の時間帯等につきましては、実際ピープル忠岡チャイルドスクールを建設する際にもそういう要望もあり、たしか午後1時から3時ぐらいの間でしたかね。その間についてはできるだけ工事を控えるようにということで、そういう依頼もさせていただいたと記憶しておりますので、そういった辺りについては、今回のこども園整備についても当然依頼はしていこうかなというふうに考えております。

朝夕の時間帯についても、今おっしゃられているように子どもたちの登下校の時間と重なるということもございますので、その辺りについても学校現場とも調整しながら、子どもたちの安全・安心の確保に最大限努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第72号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第16 議案第73号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第73号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2万8,000円で、これを減額することにより、予算総額は19億7,111万7,000円となります。

主な内容につきましては、各費目で計上している人件費において、職員等の給与改定実施等に伴う調整額の計上、また、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴う財源更正であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第73号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第17 議案第74号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第74号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、165万2,000円で、これを追加することにより、予算総額は16億9,497万8,000円となります。

主な内容につきましては、各費目で計上している人件費において、職員等の給与改定実施等に伴う調整額の計上、また、諸支出金において、過年度分保険料払戻金などでありませ

ず。どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第74号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを、採決をいたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第18 議案第75号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第75号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、7万1,000円で、これを追加することにより、予算総額は4億6,581万8,000円となります。

主な内容につきましては、総務費で計上している人件費において、職員等の給与改定実施等に伴う調整額の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第75号 令和2年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第19 議案第76号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第76号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出、資本的収入、及び支出となります。

収益的支出では、営業費用における人件費を、資本的収入、及び支出では、企業債と企業債償還金の増額補正を行うものでございます。

なお、補正に伴い、流用禁止項目である職員給与費、資本的収支の不足額、当年度分損益勘定留保資金額につきましても、各々変更を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第76号 令和2年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

ここで、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、議事の都合により、延長させていただきます。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

17時から再開いたします。

(「午後4時45分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後5時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

既にお手元にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和2年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第20 議案第77号 物品購入契約締結について

(東忠岡幼稚園・東忠岡保育所用備品購入)

日程第21 忠岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第22 意見書第8号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における
予算の確保を求める意見書の提出について

日程第23 意見書第9号 安心・安全な少人数学級を求める意見書の提出について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長(北村 孝議員)

日程第20 議案第77号 物品購入契約締結(東忠岡幼稚園・東忠岡保育所用備品購入)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第77号 物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所用備品を購入するため、入札に付した結果、株式会社泉塚ワンダーと契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

1点お聞きしたいんですけれども、先日の全員協議会のご説明といたしますか、の中で、入札、7社指名して6社が現場説明会に来たけれども、実際蓋を開けたら4社が辞退をされていて、2社だけでの競争になったということでお聞きしてはございますけれども、その多くの、ほとんどの指名業者さんが辞退された理由というのはどこら辺にあると町側は分析されているのでしょうか、お聞きします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

入札でございまして、その前に現場説明会というものを行っております。そのときにこちらのほうから、こういう仕様でという形で当然提示をするわけでございますが、その提示に基づいて各、それぞれの会社のほうで検討した結果、辞退されたというふうになったのかなというふうに考えております。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

その仕様内容等々を含めて、発注者側が条件を提示するというのはどの入札でも同じなんですけど、これだけやっぱり辞退される。忠岡町の入札結果を見てみますと、ほとんどの業者が辞退していて、1社あるいは2社ぐらいで競争していて、ほとんど競争性が、競争原理が働いてないという入札、結構見受けられるんですよ。そういうのは入札してても入札の意味がないわけですね。こちらは条件提示するだけです、提示する側です、だから応じる応じないは業者さんの勝手ですとか都合ですとか、そういう受け止めで終わってるんじゃないかと、何で4社も辞退されたんだろうかという、その原因のところですね。ちゃんと、きちんと応札に来てもらえなかった、競争の中に呼んでいるのに来てもらえなかった、その理由は何なんだろうというところを突き詰めて分析していただかないと、忠岡町の発注というところに全く競争原理が働かないということは今後も続くと思いますので、そこは改善していただきたいんですけども、少なくともこの件については、何で現場説明会に来たのに実際辞退されたのかというところを、もうちょっと掘り下げて分析していただきたいなと思いますけれども、で、一定分かれば分かる範囲でお答えといいますかね、後日で結構ですけども、こういう理由だったようですと、そういうレベルで結構ですけども、お答えというか、できたらいただきたいんですけども、そこら辺どうでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

一定、各社のほうに連絡させていただいて、各社のお返事のほうを確認させていただこうかなと思っていますので、よろしくお願いします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

やはり多数呼んで、1社、2社だけ来なかったというんだったらまだいいですけども、その逆で、ほとんどが来なかったとか、やっぱりそういう入札は入札とは言えないと思いますので、これに限らずですけども、理事者側の皆さんについては、応札に来てくれなかった、ほとんどの業者が辞退したというものについては、やはり何か原因があるから入札に参加してもらえないという理由があるはずなのでね。設計金額が悪いのか、いろんなものが原因考えられると思いますので、そこは入札、発注の見直しというところを随時、常

にしていただきたいと思います。

もう答弁、結構です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第77号 物品購入契約締結（東忠岡幼稚園・東忠岡保育所用備品購入）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議長）

日程第21 これより忠岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件につきましては、委員、補充員とも12月24日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により委員4名及び同補充員4名をそれぞれ選挙したいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議長)

異議ないものと認め、よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

議長(北村 孝議長)

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議長)

異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

選挙管理委員に武津博子さん、藤野智弘さん、長井克良さん、大杉和央さん。以上の方を指名します。

議長(北村 孝議長)

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議長)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました武津博子さん、藤野智弘さん、長井克良さん、大杉和央さん。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議長(北村 孝議長)

次に、補充員に前川加代子さん、藤野吉正さん、川口三喜さん、西尾司さん。以上の方を指名します。

議長(北村 孝議長)

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方を、補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議長)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました前川加代子さん、藤野吉正さん、川口三喜さん、西尾司さん。以上の方が補充員に当選されました。

議長(北村 孝議長)

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議長)

異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま指名した順序に決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第22 意見書第8号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第8号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書を提出する。

令和2年12月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	同	前川 和也
	同	小島みゆき
	同	勝元由佳子
	同	河野 隆子

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後
における予算の確保を求める意見書（案）

近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、着実な治水事業の推進に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水」へと転換を図り、施策や手段を適切に組合せて充実・加速化し、治水安全度を向上させていくことが必要である。

今年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言は解除になったものの、完全な収束には至っておらず必要な対策を進めているところであるが、一方で九州地方を中心とした令和2年7月豪雨による災害が発生するなど、自然災害は待つてはくれない。

このような中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をはじめとした国

費を活用し、人命を守ることを最優先に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効率的に組み合わせた防災・減災対策にあつては、今後も継続的な取り組みが求められているところ。

よって、国におかれては、地方公共団体が取り組む、防災・減災の取り組みを充実・強化していくための、必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

三宅議会運営委員長。

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読をもってかえさせていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、意見書第8号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
本件につきましては、早速関係官庁へ送付ことにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第23 意見書第9号 安心・安全な少人数学級を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第9号 安心・安全な少人数学級を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、安心・安全な少人数学級を求める意見書を提出する。

令和2年12月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	同	前川 和也
	同	小島みゆき
	同	河野 隆子

安心・安全な少人数学級を求める意見書（案）

首都圏や大阪、北海道などを中心に11月以降、新型コロナウイルス感染者が急増し、12月3日には全国で2,517人と過去最多を記録するなど、感染の第3波とも呼ぶべき状況が進行している。感染の長期化が危惧されるもと、教育環境の抜本的な改善が急務である。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は緊急事態宣言以降、「新しい生活様式」として、「身体的距離の確保」を呼びかけ、「人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）空けること」を基本とするよう要請したが、現在の標準的な教室面積での「40人学級」では2メートル空けることはおろか、1メートル空けることも困難である。

加えて、3月から5月にかけての長期の休校によって、かつてない学習の遅れと格差が生まれている。この解決のため、詰め込み教育ではなく、一人一人の子どもに丁寧寄り

添い、心のケアにしっかりと取り組む手厚い教育が必要となっている。クラスを半分にした6月の分散登校中の少人数授業で、一人一人の顔がよく見えることや、授業がよくわかることを、先生や子どもたちも実感した。

OECD諸国の中で、日本の40人学級は学級規模が最大級となっている。このことから、多くの自治体で独自の努力により30人学級や35人学級が実施されているが、財政力の乏しい小さな自治体レベルでは、独自の実施は厳しいものがある。

よって、政府においてはコロナ対策としての安心・安全な学校、一人一人に行き届いた教育を実施するという観点から、実情に応じた少人数学級の実施に踏み切るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

三宅議会運営委員長。

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読もちましてかえさせていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会を付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより意見書第9号 安心・安全な少人数学級を求める意見書について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。
議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。
本定例会の会議に付されました事件は、全て終了いたしました。
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。
したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しを頂きまして、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会されました本定例会におきましては、ご提案いたしました諸議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決賜り、誠にありがとうございました。

本定例会や各委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分に尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思います。

さて、私事ではございますが、1期4年を念頭にスピード、実行、決断をモットーに、ただただ真っすぐに前進していく所存でございますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いいたします。

なお、現在も新型コロナウイルスの感染拡大により、不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間短縮の要請など行われておりますが、来年は新型コロナウイルスの感染が収束し、1年先送りとなっております東京オリンピックが無事に開催され、世界が明るくなることを切に願うところでございます。

結びに当たり、議員皆様方におかれましてはくれぐれもご自愛いただきまして、よき新年をお迎えになられますことを心より祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は長時間、誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和2年第4回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでございました。

（「午後5時22分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年12月10日

忠岡町議会議長 北村 孝

忠岡町議会議員 二家本 英生

忠岡町議会議員 是枝 綾子